

てゐたが、バルチック艦隊の東航に氣大に驕つてゐた露國は傲然として友邦の講和の議を斥けて顧みなかつた。我が政府は何處に講和の機會を捉へようか。これが、彼等が日夜焦慮するところであつた。だが、天は何日も正義に組する、五月二十七八日の日本海々戦は、決定的勝利を以て敵の艦隊を全滅せしめ、局面一變、露國をして始めて講和の止むなきを覺らしめたのである。海軍大臣ピリレフは、ウイツテが講和使節となつたときに「艦隊のことはもはや言ふに堪えない、今では日本は極東に於ける海上の完全な主人公である」といつた程完全なる惨敗を喫したのである。こゝに於て、傲慢な露國政府の意向も變らざるを得なかつたのである。

桂首相や小村外相が、この好機をなんで見のがさう。桂が五月三十一日、山縣に與へた書翰は、この間の事情を明かにする。

此頃來之海戦々報、到達毎に其成效之程度を増加し、過刻は敵將ロジエスト・ウエンスキー捕獲之報に接し、實に欣喜之至に御座候、就ては閣下に於かせられても、洵に御満足之御事と拜察、御同慶此事に御座候、然處此勝を利用し、豫而之目的を達し候は、一方に於而寸時も猶豫不相成儀に候に付、小村外相と示談を遂げ、此度は直入之方針を取り、先頃米國に過日來の行掛に従ひ是より活動之照會をなし、彼れをして、是非此機を利用して交戦兩國に働きかけしむるの方法に

出でしむる様考案を定め、昨朝伊藤侯とも會見仕、候に於かれ候ても全然同様之考に候、將又此度は獨り米國のみならず、獨逸其他之大國へも我が意思之ある處を了知せしむるの必要も有之候間、其邊之處も先頃米國に照會し、彼れの意見を糺し、其上彼れ若し我れに同意せば、夫々手配可仕筈に御座候。

この意見によつて、小村外相は同じ五月三十一日、駐米公使高平小五郎に、その意味の電訓を發し、その斡旋を求めしめた。

我が海軍の大捷が、露國の戦局一轉の冀望を以て、深く信頼したる武力を殲滅せしめたる今日、同國政府に於て、講和の問題に意を傾くべきことは、必ずしも誤れる豫想でないと思ふ、講和のこと愈々開談となるに至らば、全然交戦國間の直接の會商を要すべきことは、我が政府の依然確信する所であるけれども、この場合に於ても、兩交戦國を互に接近せしめて、その會商に入らしむるためには、第三者の友誼的斡旋を要すべく、而して我が政府は、識見智慮共に我が全然信頼するに足るべき第三者に於て、右斡旋の任に當らんことを欲する故に、我方の希望としては、米國大統領に於て、直接且全然一個の發意を以て、兩交戦國に勸説し、直接會商の目的のため、相互接近せしむることに、一臂の力を添えられたい、大統領にして、この任に當らるゝの意ある

に於ては、我が政府は、その手續如何、竝に他の何れかの國の協議の要あるや如何は、一に之を大統領の裁量に御任せする、但し我が政府が本件に付、直接間接共に露國と交渉するの意の全然ないことは、茲に言明し置きたい、

高平公使は、六月一日大統領ルーズベルトに面會し、訓旨の趣を陳述した。大統領もこれを諒とした。これより先、バルチック艦隊の東航前に、大統領は日露兩國間に講和斡旋の意があり、兩國に通ぜられたが、露國の意大に驕り、到底これに應ずるの見込もなかつたので、我が國も大統領にこれを請ふに至らなかつたのである。

こんどは時勢もかなり變つて來たので、大統領は高平の議に接すると、これを諾すると共に、高平公使に、日本政府は講和條件を穩當にせざるべからざる旨を説き、償金問題は談判の進捗を妨ぐるから、償金を含まず、たゞ單に薩哈噠の割讓に止むべしと諭した。高平は直にこれを小村外相に報じてゐる。ルーズベルト大統領は、翌六月二日、米國駐露國大使カシニーを招見し、

露國が講和に決心し、誠意を以て日本全權と何れかの地に會合するに於ては、露國は日本の要求が、露國自ら想像するほどの苛重なものでないことを發見する、但し諸般の情況を考量するに、露國に於て若干の土地割讓と償金支拂の覺悟を有することは必要ならん、

と説いた。これは大統領が、露國は内心既に講和の已むを得ないことを肯認してゐるが、たゞこの際自ら進んで講和を提議するに於ては、日本が苛重の條件を要求するに至るであらうと懸念してゐることを知つて、かやうに日本の意向を説明したのである。カシニー公使は、これ等談話の次第を本國政府へ電報した。大統領は更に五日在露米大使マイヤーに電訓を發し、皇帝に講和を勸奨せしめた。この時獨逸皇帝ウイルヘルム二世も、講和斡旋の意があり、ルーズベルトの講和提議に大に賛意を表し、露國皇帝に、六月三日宸翰を裁して、講和提議に應ずるやう勸説した。獨逸皇帝の宸翰は、例によつて頗る凱切を極めた。無謀なる戰爭を繼續して、國民を戰禍に陥らしむるの如何に罪惡なるかを力説し、陛下の士卒は能く戰へるも、戰運は轉廻し得ない、陛下は、かのフランスの老榴彈兵ボムバルドンのうたへるごとく「武運は我等を去りたれど、軍は務を致したり、半は斃れ、餘りは傷けり、恥を忍ぶは是非もなし」と仰せらるべし、ナポレオン一世も、フリードリヒ大王も、曾て敗北されたることありと慰め、總べては神の思召のまゝである。神は陛下に一層の重荷を負はせんがために、この試練を與へるものであるといひ、米國大統領の斡旋に應ぜらるゝの賢明なることを力説したのである。申すまでもなく、獨逸皇帝は、ビスマルクが恐怖してゐた強隣露國が、日本のために打ちのめされて、歐洲三等國と慘落し、同盟の佛國は、全然孤立の狀に陥つたのだから、愉快で堪まらなかつた。

そこで、講和に盡力して、日露兩國に恩義を賣らんとしたので、かくは天使の假聲を使つて、露國皇帝に説いたのである。しかし、場合が場合であるので、露帝も意大に動き、閲讀の後、直に電報を以て、御答へした。

陛下の宸翰が到着したる翌日（七日）アメリカ大使マイヤー氏予を見むと請へり、彼は君が書翰中に述べられたる提議を申出づることに就いて、大統領の訓令を受けたる旨を告げたり。予は日本が我等と準備談判を開始することを承諾するまで、最も充分なる秘密を守る條件附にて、之に一致したり、勿論日本の要求が不當ならば、討議を打切る。

二 小村外相全權委員に任ぜらる

米國大統領ルーズベルトは、愈々正式に講和に乗り出し、六月九日を以て、日露駐劄公使をしてそれぞれ兩國に講和を提議し、大統領は正當に爲し得る限り、兩國の會議に仲裁斡旋の勞を取る旨を申出でしめた。

これに對し、我が政府は翌十日受諾の回答を爲し、露國政府も亦これを受諾した。講和談判地に就ては、我が國は芝罘若しくは華盛頓を主張し、露國は巴里を主張したが、大統領の調停によつて、ニ

ユー・ハムプシャー州のポーツマス軍港と定めた。この地は人口一萬内外の閑靜な小市邑である。我が國は七月三日、全權委員として外務大臣小村壽太郎、米國駐劄公使高平小五郎を任命した。

桂首相は、初め全權委員として樞密院議長伊藤博文と小村外相とを奏薦し、既に内奏までしたが、明治天皇は伊藤を輦轂の地から離すを好みたまはなかつた。といふのは天皇は開戦以來、伊藤を以て常侍の諮詢役とせられてゐたからである。伊藤も亦政治的理由から、桂首相の下に使節の任に當るを好まなかつた。播いた種は自分で蒔らねばならぬ、日清戦争は自分が開始したから、その收拾は當然自分でした。今次の和局には桂自ら當るが當然であるといふ考へもあつた。當時谷干城は、伊藤出馬の議あると聞いて、これを誠しめてゐた。

新聞杯には、又々老臺に御苦勞を掛けんとするの説あり、此度は是非共桂・小村を遣るべし、老臺を勞する迄の六ヶ敷事に非ず、若し老臺がをだてられて行く時は、老臺は槍玉に上るべし、而して或部の人の爲に、陷阱に陥るの恐れあり、夫れは扱置き馬鹿にせらるゝを遺憾とする也、若しも萬一にも、聖斷により止むを得ずとせば、山縣侯を第一とし、内閣員一統の調印を取り、後日伊藤がした事で、己れは知らぬ杯決して云得ぬ證據物を取り置き、時期を以公にすべし、然らざれば徒に秦檜、存欽視せらるゝは必ず老臺なり、老臺は才學あり、知識に短なりし、浮乎と乘

せらるゝの短處あり、是野夫が老臺の爲に惜處なり、今度の戦後は二十七八年とは正反對にして、平和後の内地は慘憺たる情況たる火を見るよりも明かなり、此度の談判は誰が任じても妙案なし、桂・小村にて澤山なり、徒に馬鹿者の怨を買ふは愚の至りなり、桂哉小村哉に煽動さるゝとも決して動く事勿れ、○六月頃谷干城書
翰谷干城遺稿所載

聰明な伊藤は、谷のいふ位のこととは充分知つてゐる。しかし、このためでもあるまいが伊藤は動かさなかつた。彼は陛下の左右に侍して匪躬の節を盡さんとしたのである。

しかして、より以上に事務局收拾の困難なるを知つた小村外相は、馬鹿者の怨を買ふを覺悟して、その任に當つたのである。元老間には、小村が時に硬論に過ぎ、訓令以外に走りて、大膽の舉措を演ずることあらんと慮り、その任命に懸念するの色があつたが、山本海相は御前會議の席上、わざと小村に向ひ、訓令以外のことは必らず稟議せらるゝであらうと念を押した所、小村は勿論であると答へたので、即ち聖斷によつて小村と高平とが任命されたのである。

小村は七月八日出發した。出發に際し桂首相は、大要四月十一日の閣議に於て決定せる條件を訓令した。

小村全權は、外務省顧問デニソン、政務局長山座圓次郎以下外務の精銳をすぐつて出發した。その出發は華々しかつたが、彼等の使命が、如何に大任で、且つ困難であつたかは、政府方面では悉く知つてゐた。元老井上馨は、小村の暇乞に對し、次の語を以てした。

君は實に氣の毒な境遇に立つた、今までの名譽もこんどで覆へされるかも知れない、

伊藤博文も、心から、小村全權の立場に同情し、その使命の困難なるを察し、

君の歸朝のときには、他人はどうあらうとも吾輩だけは必ず出迎に行く、

と告げた。小村も固より、これを覺悟してゐた。七月八日、新橋驛まで、桂首相と馬車を同じうし、凱旋將軍のごとき民衆の歡送を受けた。小村は桂を顧み、微笑しながら、歸つて來るときは人氣はまるで反對でせうと語ると、桂も撫然として語がなかつたといふ。小村は全く一死を分とし、君國に一身を捧げたのである。

かやうなことは、在野の人は、二三の人を除いては、何人も思ひ及ばぬことであつた。政府當局は、たゞ國民をして、軍部及び政府を信賴せしめんとし、戦勝を過大に報告し、國力を過信せしめ、少しもその實情を知らしめなかつたので、國民は奉天戦後、我が軍に既に戦ふの力なく、我が財力の全く枯渴せることを知らなかつたのである。しかし、我が内情の如何に甚しかつたかは、我が國で、最も熱心な講和主張者は滿洲軍總司令部の兒玉源太郎大將で、ポウツマス談判の遷延をもどかしがつて、

平和速成を滿洲から催促し來つたことが再三であり、内閣では、平和速成の最強の主張者は、山本海相であつたといふことを以て見ても想像されるのである。

これ等の實情を知らぬ國民が戦勝に酔つて、講和會議を尙早とし、或は會議に多大の冀望をかけてゐたことは無理からぬことである。これ等在朝在野の真相を知つてゐる小村全權が、我が使命の重大さに戦慄するものがあつたことは、想像するに難くないのである。

全權一行は同日午後米船ミネソダ號に搭乗して横濱を離れ、同月二十日シアトルに着いた。米人の歓迎も盛んであつた。小村がハーヴァード大學の出身者であつたので、米人は彼を見るに、宛然自國の外交家を以てして多大の同情を彼に寄せた。しかし、小村は新聞記者の操縦に於てはウイッテに及ばなかつた。ウイッテは自分が新聞の操縦につとめ、一般の人氣を得ることに成功したことを語つて、我が全權に就いて次のやうにいってゐた。

それに、もう一つ私の都合のよかつたのは日本全權一行の態度であつた。彼等はヨーロッパ各國の大官達がするやうな尊大な態度で、アメリカ人社會の指彈を招くやうな事はなかつた。しかし、その秘密主義と陰氣な態度が、殆んど正反對に開放的なアメリカ人の人氣に投じなかつた。私は談判の初めから、彼等のこの缺點に氣づいたのでこれを利用して思ひついた、

と。我が全權の記者操縦の拙劣は、その影響小くなかつた。ウイッテはまた小村を評して、

私は小村全權を嘗て彼れが公使としてベテルブルグに在任した當時から知つてゐた。彼は政治家としては勿論優れた點を有つてゐた、唯だその外貌と態度は甚だ揚らないものであつた。同じく日本の政治家で私の判つて居る者だけに就いて見ても、伊藤・山縣・栗野・本野の諸氏はヨーロッパ人に比べて遜色のない容貌や態度を持つてゐた。併し小村だけが、此の點を缺いて居つたのは、この際決して彼の利益ではなかつた。

と。これも妄言ともいはれない。だが、大統領は、この風彩擧らざる小村の眞骨頭を愛し、これを敬することウイッテ以上であつたことは、次節に述べるごとくである。

三 ウイッテ露國全權委員に任ぜらる

大統領ルーズベルトの提議に應じ、露國では最初、同國外交官中の最古參者たる駐佛大使ネリドフを主席講和全權委員に選任したが、七月三日、これに代ふるに、前法相の駐伊大使ムラヴィエフを以てする旨改めて通牒し、更に同月十三日、大臣委員會議長ウイッテを以てすると改めて通牒した。ウイッテは我が國にも知られた同國第一等の政治家であつた。彼は自製の人といはれ、全く自己の

勉職と才幹とを以て出世した人で、オデッサ大學で、物理數學科を卒業すると直に一鐵道會社に入つて、二十年間をそこに過ごし、鐵道の最微賤な驛の切符切りや荷物係までやつて、鐵道の運輸・經營に關する一切の知識を自得し、露土戰爭の際にはオデッサ鐵道の事實上の首腦者として、軍隊輸送の任に當り、大に伎倆を示した。後アレキサンドル三世に見出されて、その實際的經驗と常識、それに倦まざる活動によつて、晉に鐵道ばかりでなく、露國の全經濟に關する權威と目され、露都に來て數年ならざるに大藏大臣となつた（一八九二年）。大臣としても、幣制改革等幾多の功績がある。明治二十八年の遼東還附干涉の主唱者であつたが、露國の旅順・大連の租借問題には反對し、明治三十四年我が伊藤と會見以後親日主義者となつた人である。露國外相イヌヴオルスキは、彼を評して「デロンはその著に於てウイッテをベーター大帝以來、露國第一の政治家とまで激賞したが、予は必ずしもそれほどには思はない。しかし彼が成就した三大事業、即ち幣制改革・ポーツマス條約・一九〇五年の憲法制度に成功したことは、露國といはず、世界の政治家と並んで遜色がない」といつてゐるが、その語は大體に於て正しいといはれる。

ウイッテも講和全權の大任とその困難には、その受諾に躊躇したやうである。しかし、誰も辭して應ずるものがなく、外相ラムスドルフが露國の危機を説いて、慫慂したときには、辭することが出來

なかつた。彼はかういつてゐる。

その時、私も心の中に思つた。ロシアが講和の成立を絶対必要とすることは言はれるまでもなく、自分の常に口にする所である。その情勢を飽くまで知りながら、尙ほ相手に譲るところなく折衝するには、相手國である日本の内外の情勢とその指導者の性格や伎倆とを知悉してゐなければならぬ。その點において私以上の知識を有する者のないのは明らかである、これではどうしても私が起たねばならぬ。

かやうな考を以て、彼は受諾した。その自ら任ずるところが思はるゝ。七月十三日參内すると、皇帝ニコラスは、彼を全權委員に任命した。皇帝はウイッテに告ぐるに、

この際、予は衷心から和議の成立を希望するが、しかしそれはどこまでもロシアの體面を傷けないものでなければならぬ。また如何なる場合でも、一鐵の償金も、一握の領土も讓渡するものであつてはならぬ。我軍の現状については國防審議會議長ニコライ・ニコラエウイチ太公から聽くやうに。

といふことを以てした。尋いで、外相ラムスドルフは訓令を與へたが、ウイッテは如何なる訓令にも束縛されたくないから、訓令は一種の參考書類に止めたいといふことにした。

ウイツテは、その翌日ニコライ・ニコラエウイチ太公を訪問して、出征軍の現状を聴き、更に海軍大臣ピリレフを訪うて、海軍の状を問うた。彼は、かやうにして、國情を詳かにするに於て、その使命の極めて困難なるを知つた。彼は拜命した後に、人に心事を語つた。

予の任命は、國家に微力を竭さしめんがためといふよりも、極言すれば、予の蹉跌して頸を失ふあらしめんがためである。人々尙ほ續戦を欲し、予の眞個に容認し得べき條件の下に、講和を爲すの機會は極めて乏しく、随つて予は十中九まで失敗を見るべく、然る場合には、予は葬らるゝの外はない。よしんば、我が不利なる戦局に相應する所の條件にて熄戦に成功すとするも、予の名は、己惚れ強き露國人の總てに依りて唾棄せらるゝや必然である。が、予は大命を拜受して前往する。○信天洋平著
二大外交の真相

我が小村全權と立場は違ふが、その地位の困難とその心事は同一であるのが面白い。しかし、この兩雄は、その性格、主義、行動を全く異にしたから一層面白い。小村が、どこまでも眞率、誠直な日本人らしく振舞へばウイツテはどこまでも、劇的虚飾的な露西亞人的行動をとつたのが、對照の妙を極める。

四 米大統領の同情と斡旋

小村全權は、七月二十五日紐育に到着し、ウイツテ全權は、八月二日紐育に到着した。八月五日、大統領はオイスター灣の巡洋艦タコマ號で、公式に兩國全權を引見し、尋いで兩全權を紹介した。會議は八月十日から開かれた。

この講和會議の前後に於て、大統領が日本に同情し、日本の立場を了解し、講和の成立に盡力したことは非常なものであつた。高平が、六月二十六日附で、山縣に贈つた書翰にこれを報じて、

日本海の大戦は、世界の海戦歴史を變動し、ネルソン將軍をして遜色を呈せしめ候、以來講和運動も漸次効果を奏し候次第に有之、此邊にて一先切上相成候儀は、勝而冒纓を緊むるの金言に適當候事ならんと奉存候得共、露の内情を考察すれば、結局何等の結果に相成可申哉と懸念罷在申候。

右に付大統領ルーズベルト氏之盡力は、實に異常にして、露の狐疑、逡巡より諸事如意活動せざるは不得已候得共、近來在露米大使を經由し、直接露帝又は其の外相と交渉候事に相成候に付、爲其本件も相應進捗を見るに至りたる次第にして、急要之場合には、晝夜の別なく、小生を事務

室又は書齋に引見し、米大使宛訓令の如きも小生の面前に於て書記に口授し、起草せしめられ候次第に有之、昨日も自分は日本外務省官吏の如しとて一笑せられ候程に御座候、就而は其厚情及勞績は充分御記憶被成下、追而同氏令嬢渡航之節は、上下共充分歡待相成候様希望仕候、といつてゐた。大統領は『予はまるで、日本の外務省の役人になつたやうだ』とは、我がために盡力したさまが見るやうである。彼は講和談判に於ても、自ら得た機密電報などまで、高平公使に見せた。金子伯も次のやうに語つてゐる。

講和談判が始つて進行するに従ひ、日本から提出した條件を議して、其日の會議終りたる後、小村は其模様を直ちに暗號電信で私に通知する。さうすると私は、私の秘書に其電報又は私の手紙を持たして、オイスターベイに遣つて、ルーズベルトに内報する、又其返事は大統領の秘書官が持つて、私の旅館に来る、それを私が小村に暗號電報で知らせる、私は總領事の名の下に隠れて、ポーツマスに始終朝から晩まで、何本も暗號電報を發送した。

諸講和談判の箇條は、一條から十條までである。この十箇條の中、一番面倒なのは償金と樺太の問題である。それ故にルーズベルトは、私に向つて曰く、

『第一から第二、第三と一つ宛片付けなさい、若し之を一緒に議すると混がらかつて面倒だから、

一ヶ條づつ容易い方から片付けて、面倒なものは後廻しになさい。假令ば其の一二を言へば、浦鹽の露西亞の艦隊の制限といふことを、日本から言ひ出してゐるが、是は讓つても宜い。なぜなれば、露西亞人は陸では強いが海に於いては弱いから、浦鹽に露西亞の艦隊が何艘あつてもかまはない、そんなものはいざといふときは露西亞に讓つても宜い。又芝罘や馬尼刺に逃げ込んでゐる露西亞の軍艦を引渡せと書いてあるが、損傷した軍艦を日本が取つてどうなるものか、さういふものは露西亞に讓れ。』

といふ風に、一つ／＼意見を述べた、勿論是は私から小村全權に通知した、中立國の大統領が斯く迄日本の全權に注意して呉れた。○金子伯著
日露戰役秘話

これは實に我が幸福であつた。大統領は、どうしてかくまでに、我に同情したらうか、それにはいろいろの事情もあつたらうが、彼は日本人を愛し、日本人を信用したのである。彼が講和の後、九月十二日、サー・チヨルヂ・トレヴエルマンに贈つた書翰に、次のやうにいつてゐた。

予は、日本人は嘗にこの三ヶ月間に於てのみならず、予の大統領となりし以來の既往四年間を通じて、予に極めて好感を與へた。彼等は常に予に眞實を語つた、彼等は極めて秘密性を有し、予は彼等に接するに至りし後、程なく凡そ彼等の言を聽くに方りては、その明かに紙面に書き下せる

以外に、一字をだに加へて解すべからざるものなることを悟つた。けれども今日までの所では、凡そ彼等が現に言明したる所のものは、彼等必ず實行するものと、予をして全然信賴するを得さしめた。殊に彼等は彼等自身の精神を互に解し、常に協同して行動する。然るに露國人に至りては、互に各自の精神を解せず、互に相牽制し、他に向ては虚言を弄し、遂には己れ自らを欺くの危険に身を陥らしむるを知らず、且極めて不健全、且普遍的の腐敗と利己とを示した。人としての個人的信用が、如何に國際問題に影響するか、了解せらるゝ、大統領は同一の書翰に、ウイツテに就いて、次のやうにいつてゐた。

予はウイツテは現下の露國に於ける第一人で、同國の大公連の間に處して、好人物過ぎはせぬかと思ふ。予は彼を面白く感じた、しかし予は彼を好むとは云ふを得ない。何となれば、彼の大言自負は、常に愚を示せるのみならず、之を日本人の紳士的な自重、自制に比すれば驚くべきほど粗野であるからである、且予は彼を高尙なる思想を全然缺ける甚しき我儘者と見た。

大統領が、日本に同情したことの一に、明治天皇の御製に感激したためであるといふことがいはる。明治天皇が、明治三十七年、日露の戦亂を痛みあそばされて、

正述 心緒

よもの海みなはらからと思ふ世に

など波風のたちさわぐらん

と詠じたまうた。所謂四海同胞の平和主義の大御心が躍如としてゐる。この御製を見て、大統領は、深く明治天皇の思召に感激し、講和に際し、陰に陽に便宜を與へたのである。

五 講和會議の經過

講和會議は八月九日は豫備會議とし、本會議は翌十日から開かれた。小村・高平の兩全權は、佐藤・安達及び落合の三隨員を伴つた。隨員山座圓次郎は會議に列せず、參謀として控えてゐた。ウイツテは、ブランソン・コロストヴェツツ、及びナボコの三名を會議に列席せしめた。

小村全權は、ウイツテの要求によつて、先づ講和條件を提出し、各條項ごとに意見を表示せられんことを求めた。ウイツテはこれを承諾した。

第一 露西亞國ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上軍事上及び經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本國ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及び監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約スルコト

第二 露西亞國ハ一定ノ期限内ニ全滿洲ヨリ撤兵シ且ツ同地方ニ於テ清國ノ主權ヲ侵害シ若クハ機會均等主義ト容レザル何等ノ領土的利益又ハ優先的若クハ專屬的讓與及ビ免許ヲ拋棄スベキ旨ヲ約スルコト

第三 日本國ハ改革及ビ善政ノ保障ノ下ニ其ノ占領中ニ屬スル滿洲全部ヲ舉ゲテ之ヲ清國ニ還附スベキ旨ヲ約スルコト但シ遼東半島租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ハ此限ニアラザルコト

第四 日本國及ビ露西亞國ハ清國ガ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムルガ爲メ列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セザルコトヲ互ニ約スルコト

第五 薩哈噠島及ビ之ニ附屬スル諸島嶼竝ニ公共營造物及ビ財産ハ總テ日本ニ讓與セラルベキコト

第六 旅順口大連竝ニ其ノ附近ノ領土及ビ領水ノ租借權及ビ該租借權ニ關聯シ又其ノ一部ヲ組成スルモノトシテ露西亞國ガ清國ヨリ得タル一切ノ權利特權讓與及ビ免許竝ニ一切ノ公共營造物及ビ財産ハ之ヲ日本國ニ移轉讓渡セラルベキコト

第七 哈爾濱旅順口間ノ鐵道及ビ其ノ一切ノ支線竝ニ之ニ附屬スル一切ノ權利特權財産及ビ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラル、一切ノ炭坑ハ何等ノ債務及ビ負擔ヲ伴ハシメズシテ

露西亞國ヨリ之ヲ日本國ニ移轉讓渡スベキコト

第八 滿洲橫貫鐵道ハ其ノ敷設ノ基ク特許條件ニ遵ヒ且ツ商工業ノ目的ニ限り之ヲ使用スルノ條件ヲ以テ露西亞國之ヲ保持經營スルコト

第九 露西亞國ハ戰爭ノ實費ヲ日本國ニ拂戻スベシ其ノ金額竝ニ支拂ノ時期及ビ方法ハ双方ノ合意ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第十 戰鬪中損害ヲ被ムリ爲ニ中立港ニ避難シ抑留セラレタル露西亞國軍艦ハ總テ正當捕獲物トシテ之ヲ日本國ニ交付スベキコト

第十一 露西亞國ハ極東水上ニ於ケル其ノ海軍力ヲ制限スルコトヲ約スルコト

第十二 露西亞國ハ日本海オコツク海及ベーリング海ニ瀕スル露西亞領地ノ沿岸港灣入江及ビ河川ニ於テ充分ナル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與スベキコト

小村は、これを提出し、

この條件は、日本全權に於て聖旨を奉體し、穩當和協の精神を以て案出したものであるから、露國全權に於ても同一の精神を以て之を迎へんことを希望する。

と述べた。ウイツテは、これに對し露帝の誠意と露國全權の和協的精神とを述べて、これに答へ、日

本の提案を篤と査閲し、なるべく速かに回答書を提出すべきことを約した。

ウイッテは能くその言を實行し、十二日午前を以て開かれた第二回會議には、既に我が講和條件に對する回答書を提出した。それは、極めて迅速であつた。これは、ウイッテの大に意あつてのこと、彼はかういつてゐた。

回答書を迅速に日本全權に交付しないと、世界は露國は日本の提案に對して何等の用意なく又は面喰へるものと爲し、その輿論は露國に不利となるだらうから、遲滞なく回答書を起草し、これを彼等に交付するの必要がある。露都よりの決裁は俟たないでも可い、重要ならざる問題に對しては、努めて寛宏の態度に出で、たゞ事實極めて重要な條項のみに就て、毅然屈せず、斯くして談判破裂の場合には、非難は日本の頭上に落つるごとくに陣容を整ふることが必要である。

と。こんなことで、講和會議は極めて迅速に行はれた。ウイッテはまた新聞記者を操縦してゐたので、講和内容をどしどし新聞に公開した。小村がこれに注意すると、ウイッテは誤解を避くべき唯一の手段は、會議の内容を盡く公表するにある、と答へたといふことである。

講和條件の中で、彼我の意見が紛糾して解決が困難であつたのは、第五項の薩哈唎割讓に第九項の軍費拂戻、第十項の中立國抑留軍艦交付及び第十一項の極東海軍の制限の四項であつた。その中でも

最も困難で、どうしても決定しなかつたのは、割地と償金の二問題であつた。

サガレンの割讓は、我が國の最も要求したものであつた。その理由は、同島に對する日本の權利は露國の占領以前からである。同島はアジア大陸の自然の連續でなくて、却つて日本帝國を組成する群島連鎖の一部をなすものである。かやうな自然地理的理由の上に、日本帝國永遠の安全は日本が同島を獨り自ら監理するにある。また日本は現に同島を完全に占有し、日本官憲は今や露國官憲に代り、全然日本行政の下にこれを支配してゐる。日本はかくして權利を、露國の正式の讓渡に由り確認せらるゝを要望するといふのである。

これに對し、ウイッテは、サガレンの占領は單に武力の結果で、權利の行爲でない、露國は日本を始め全世界の公認する正當の條約に依り、充分の權利を以て領有し、既に三十年以上露帝の構成部分たる版圖を割取せらるゝが如きは、露國の威嚴の許さざるところである、領土の割讓は、孰れも敗衄の餘、續戦の力なきに至つた場合にのみ行はるゝ。露國は未だ決してかゝる境遇には至らないと述べて、我が要求を峻拒して應じなかつた。それで一先づ、その問題はそのままの條項に移つた。

軍費の拂戻は一層の難問題であつた。八月十九日の第九回會議に於て、小村は、日本は露國に對し屈辱的性質を有し、または大國の威嚴と相容れざるときものを要求する意志はない、日本の要求は

全く戦争の直接實費のみに制限せられたもので、この範圍までは日本はその拂戻を受くべき正當の權利あるを確信すると述べた。賠償といはないで、拂戻といつたことに意義がある。ウイッテは頑として應じない、それで小村が、

しからば露國全權の意は本件に關する討議を拒絶するののか。
と質すと、ウイッテは、

双方意見を異にする理由を明確にするため、友誼的討議を爲すは敢て拒むところでないが、たゞ討議の徒勞なるを恐るゝのである。軍費拂戻のごときは、全然露國の現實の地位に相應せず、露國の威嚴と相容れざる條件に服せんよりは、寧ろ再び干戈を執らんことを欲する。

と飽まで屈しない。これより兩全權は論難數時間に互つたが、互に屈しなかつた。このときのことである、小村がウイッテに向ひ、英語で、

貴下の言は恰も戰勝國を代表するものゝやうだ、

といつて大笑すると、これを聞いたウイッテは、傲然として、

こゝには戰勝國もなく、隨つて戰敗國もない、

と答へたといふ挿話もある。こんなことで、談判は少しも進捗せず、決裂の狀に迫まつた。しかし、

ウイッテは、己れ一個人としては、多少の讓歩的意見を有し、償金の外は中立國抑留軍艦交付及び極東海軍力制限は勿論、サガレンの割讓をも讓歩の意がないでもなく、八月十七日には、ラムズドルフ外相に電報を發して意見を上申した。しかし、露帝は頑として肯かなかつた。外相より、ウイッテの電報を奏上すると、

予は曩に命じた、一寸の地も一留の金も讓るべからずと、予は依然これを固執して變らない。

との旨を告げた。ウイッテも、今は如何ともしかたなかつたのである。それ等の情を知つて、小村は何んとか妥協の道を見出さんと、八月十九日兩全權は非公式の會議を開いて、妥協案を見出さうとした。こゝに得た妥協案が、サガレン二分案であつた。

しかし、小村はサガレン北半を露國に還附するから、その代償として十二億圓を提供せよと要求し、ウイッテはこれを拒んだが、一應、これを本國政府に電稟しようといふことになつた。

これを聽いた大統領は、この案で講和を成立せしめんとし、八月二十日、露國皇帝に對し、該案の承諾方を勸告するの電文を發した。

願くば予をして恰も露國の一政治家たり、一愛國者たるに擬して茲に陛下に勸告する所あらしめよ、日本は既に露國海軍力制限及び露國軍艦引渡の二要求を撤回した。而して今又仄聞する所で

は、日本は更にサガレンの北部一半を露國に還附すべく、之に對し俘虜給養に對し、露國は或報償を爲すべく、その報償の金額は追て協定せらるべしとある、若し問題がかくのごとくにして解決せらるゝを得ば、予はこれを以て露國に取りて大利益なりと思惟する、日本の財政は難局にあるもさりとて尙ほ續戰に堪へる、而してこの場合には曾て露國民の血に依りて獲られたブリモルスク洲は、恐くは日本軍の手に落つるであらう、予は陛下がこの時機を逸せず、速かに講和條約を締結せられんことを滿腔の熱心を以て勸告し且つ希望する、

大統領は二十一日正午在露大使マイヤーに急送して直にこれを露帝に捧呈せしめ、ウイッテも亦これを電奏したが、露帝は依然として肯かなかつた。再び、

一寸の地も一留の金も日本に與ふべからず、何物も朕をしてこれより一步をだに譲らしむる能はず。

と、外相をしてウイッテに電命せしめた。ウイッテはこれに對し、償金拒絶で談判を破裂せしめても世界の同情は我にある、しかし、サガレン問題で破裂させては世界の同情は去る。サガレンは事實日本が占領してゐると電稟してその反省を求めたが、露國政府は依然動かなかつた。ウイッテに對しては償金問題で談判を打ち切れとの電命を下すに至つた。

實はこのとき、露國皇帝及び政府では、滿洲前線の陸軍が、未曾有の充實の状況にあるといふ報告で、その態度を一變し、續戰論が勝を制してゐたのであつた。八月二十三日附で、皇帝ニコラス二世が、獨逸皇帝ウイヘルム二世に寄せた宸翰には、次のやうなことをいつてゐた。

予は三ヶ月間、平和か戰爭かの問題に就いて頗る考慮した、予は苛酷なる條件では、決して講和せざるやうにと懇請する電報、書翰、上奏等を日々無數に受理してゐる、忠良なるロシア人は皆最後まで戦ひ續ける覺悟に一致してゐる。彼等の冀望は悉く一致してゐる、それは、我等の領土の一寸たりとも、又軍事償金の一ルーブルたりとも日本に譲るなといふことである。この二つの要求を予に承諾せしむることが出来ぬとすれば、差當つて平和の望はないのです、予が流血の慘事を憎むことは、陛下の能く御承知のことである、しかし、自信竝に愛國心を粉微塵に散亂せしむるやうな屈辱の平和を得るよりは、まさることである、この問題は多分明日決するであらうが、予は自ら全責任を負ふの覺悟である、されど、予の人民の大部分は、予を後援してくれることを確かに承知してゐるから、予の良心は晴々としてゐる、予も目下の時期が甚だ重大なことを十分に存じてゐるが、これ以外にとる方法がない、陛下が予の心勞に御同情下さることを深く感謝する、

これは、獨帝の六月三日附の宸翰に對する返翰として見ると、極めて興味がある。露帝も三月前を回顧して、微笑して、讀んだことであらう。しかし、滿洲前線の露軍は、それ程有利に展開してゐたであらうか、滿洲軍總司令官クロバトキン將軍は、その回顧録に次のやうにいつてゐた。

一九〇五年（明治二十八年）の八月には、我が露軍の能力は、露國陸軍史上未曾有の最高點に達した、リネウキツチ大將は、第十三軍團の到着を俟つて決戦を開始せんと準備し、同軍團の本隊は既に哈爾濱に著し、後隊は既にチエリアビンスクを過ぎ、今は百萬を算する編成完備の精銳は、血闘の持續に用意缺くことがなくなつた、露軍は新に大約十萬の少壯兵を得たので、老驍の豫備兵は大部分之を後方勤務に移し、戦闘線の面目は全く一新した、開戦以來、軍が完全に充實せられたのは、この時が始めてある、或軍團、例へば第七西比利軍團の如きは、兵員所定數に超過し、各中隊は孰れも二百名以上を前線に立たしめて、尙ほ餘裕があつた、四平街には堅固に砦壘を築き、公主嶺及び寬城子にも牢乎たる防禦線を設け、常に敵の前進を喰止め得るのみならず、進んでは優に攻勢を執り得るの計算であつた、奉天役の後東部西比利亞綫銃聯隊は新に一箇大隊を増して四箇大隊編成に改め、別に第十東部西比利亞綫銃師團を新設し、これのみにても歩兵七十六箇大隊の勢力を加へた、之を奉天役の當時に比すれば、我が兵員は殆んど倍數となり、位置

は一段の鞏固を示し、攻進の用意全く成つた、要するに露國の戰史ありて以來、未だ曾て一九〇五年八月の滿洲に於ける我が第一、第二、第三軍の集中に於て示したが如き優勢有力の軍情を戰場に見たることはない、然るにこの最好潮時に於て、突如ポーツマスより講和成立の悲報は到つたのである、

クロバトキン將軍のいふことは事實であらう。しかし、彼等がこの充實した軍備を以て、日本軍を破り得たかどうか。ウイツテは滿洲の頼むに足らざることを、次のごとくいつてゐた。

私は全權の任命を受けて以來、滿洲軍總司令官リネヴィチからは、直接にも間接にも一度も報告を受けた事がない、滿洲の我が軍は奉天會戰以來、既に半歳を経過して居るが、何事もしない、私が講和談判に着手してから一度も休戦問題を起さなかつたのは、總司令官をして自由に腕を振はせるためであつた、彼れはその兵力を以て、何等か私の外交に協力した事があるであらうか、『毫末もない』と答へる他はない、

私がロシアを出發して後、日本は戦はずして樺太の南半を占領した、それから、日本軍はハルビンとウラヂウオストク間の一地點に現はれて我が軍と遭遇したが、我軍は戦はずして退却した。その後、講和條約が調印されたが、總司令官は軍隊に革命氣分が侵入するのを防止し得なかつた、

軍隊の崩壊を企てた革命黨員の跳梁に任せて威嚴を失墜し、全く軍隊の秩序を保ち得なかつた、そこでグロデコフ將軍が派遣され、リネヴィチは召還された、召還された老獪な彼れは逢ふ人毎に「何と言つても第一の失策はウイツテが、講和條約を結んだことだ、これさへなければ、俺れは日本人に思ひ知らせてやつたのに」といつてゐるさうである。

ウイツテは、更に參謀總長バリツインの言を引いて、リネヴィチの豪語の引かれもの、小うたに過ぎざることはいひ、又講和談判の開始に際しても、談判の進行中にも、一度も意見を表明したことがなかつたことを證してゐた。クロボトキンやリネヴィチの言が正しいか、ウイツテの言が正しいか、それは別問題として、露帝以下政府が、著しく硬化してゐたことは事實で、若しルーズベルト大統領の誠意と努力、それに衷心講和を冀つてゐたウイツテが居つたから、講和條約が締結されたのだといふことは、否むことが出來ない。

六 講和條約の成立

これ等の情勢を見て大統領は憂慮した。この會議が破裂しては、それこそ自己の威嚴にも關する。米國が失敗すれば、我々がやると獨・佛が控へてゐる、さうなつては米國の威信問題である。この會

議は是非成功させねばならぬと、彼は今度は日本にも讓歩を求むることになつた。日本がサガレンを獲得するはよろしい、それは當然で世界も同情する、しかし六億弗といふ巨額の償金を要求し、これを得ざれば戦争を續けるとなつては、日本は單に金銭を得んがために戦ふといふことになつて名義がたぬ、文明世界共通の感情は日本を去るといふことを説いて、日本の反省を求むることとなり、八月二十二日詳細な親書を書いて金子伯に與へ、即刻これを日本政府に打電せられんことを請うた。大統領はそれでも尙ほ安んぜず、更に追加的の急信書を金子伯に送つた。その要旨は左のごとくである。

予の所見にては、講和を日本帝國のためを計りて得策なりとする理由に二つある。一は日本自身の利益で、他の一は日本が或責務を負ふ所の全世界の利益がそれである、日本がサガレンを保持せんがために續戦するは理なきにあらざるが故に、予は之に就ては嘔々するの意なきも、露國より巨額の金銭を得んがために續戦するは、予之を悖理と認める、勿論、日本は金銭を得ること或は可能ならんも、その成功には莫大の代價を要するものと予は信ずる、若し金銭を得る能はざる場合には、日本は如何にこの上露國に屈辱及び損害を蒙らしむるも、その得る所は以てその失へる鮮血及び國帑の大を償ふに足らぬであらう、想ふに今日戦争を終結せしむるは日本の利益であ

る、日本は既に滿韓の支配權を得、又露國艦隊の殲滅により自國艦隊は倍大となり、且旅順大連及び滿洲鐵道を獲、併せてサガレンをも占領した、乃ち金錢のため續戦するは、日本に取りて何等の利益なく、この上續戦するも、結局露國をして支拂はしむべき金額以上の國帑を消費するのは避け難い、故に日本は今日凱戦聲裡に熄戦し、以て列國間に於ける有力なる一員としての地位を占むるの賢なるにしかない、

之を倫理的見地より觀、予は日本は現下の難局に際し、全世界に對して責任ありと信ずる、文明世界は日本に對し、平和の克復を期待し、列國人民は日本に信服する、故に日本は倫理的見地に於ても亦軍事に劣らざる卓越性を顯彰すべきである、嵩大且高尚なる一切の名に於て日本に向つて爲す所のこの祈願は、日本の之を無視せざるべきことを、予は要望する、

と、利害を説き、道徳を説いて日本の讓歩を求めた。彼はその上、英國をして日本を勸告せしめんとさへ盡力した。一方大統領は在露マイヤー大使に訓電して、露帝に對し重ねて講和の急務を勸告せしめた。『予は日本にも讓歩を勸告した、日本は必ず勸告に應ずるからどうか貴國も應諾されたい』といふのである。だが露帝は依然として頑強であつた。マイヤーの二十三日の發電によれば、露帝は、マイヤーを引見して、

予は名譽あり、且永續的と信ずる講和は之を歓迎するも、償金は一切支拂ふを欲せず、必要とあらば、予は戦に立つを辭せず、予は敗北國民たるがごとくに償金を支拂ふことに依りて國の屈辱を見るよりも、寧ろ一時領土を喪ふに満足せん。露國は一八七〇年の佛國の位地に在らず。

と告げた。しかし、その後の對話に於て、皇帝は同意すべき講和條件を語つた。

ポーツマス全權の事實上同意せる八ヶ點は承諾、償金は全然不承認、但し露國の俘虜收容費としては、充分の支拂に應ずるも償金と解せらるゝが如き巨額は應ずる限りでない。日本は宜しく逃竄軍艦及び太平洋海軍力制限の要求を撤去すべく、露國はサガレンの一半を保持し、日本はその曾て所領たりし南一半を領有すること。

と。このとき露帝はサガレン南半の割讓に同意してゐた。大統領はこれを知つてゐたが、故あつてこれを日本に知らせなかつたといはるゝ。

このとき、大統領が如何に日露の講和成立に苦心したかは、同二十三日ローマ駐米國公使ホワイトに送つた書翰によつて知らるゝ。

予は日露兩國を講和せしめんとて、苦悶の絶頂にある。露人は最悪である、何んとなれば、彼等の愚鈍は支那人又はビザンチンのそれを學び、又彼等は戰敗者と自覺するを肯せず、事の真相を

飾りなく直截的に語るも、擧げて殆んど効がないからである、而して他方に於ては、日本人は單に金錢を得んがために續戦すべき何等の謂れなく、若し強て續戦せば、己れ自身の成果を敗滅せしむるに至る、英國政府は日本に穩當なれと忠告するに踟躕してゐる。この點に於ては獨佛兩國政府の態度に比して遙かに若かさる觀がある、予は好結果を齎すに就いて多くの期待を有せざるも、能ふ限りの努力は尙ほ之を盡す考である、

大統領は二十五日、更に露帝の讓歩を求むべく、マイヤー大使に電訓した。しかし露帝の回答は、依然として、前言を繰り返へすのみであつた。だがこのとき露帝はサガレン全島は必ずしも割愛するを惜まずと讓歩の語氣があつたともいはるゝ。

我が政府は、金子伯を通じ、大統領の勸告に對して、その勸告を感謝し、報酬金額に關しては一層の讓歩を爲すに躊躇せざるべし』との意を致した。しかし、讓歩にも程度がある。我も到底露國を満足せしむる讓歩を爲し能はぬ。二十七日、小村はウイツテと非公式に會見して妥協點を見出さうとしたが出来なかつた。

ウイツテ 軍費賠償を含有する案は、如何なる形式のものとも雖も、到底同意することが出来ない。

小村 然らばサガレンに就いては如何か。

ウイツテ サガレンに就ては自分一個の意見にては、何か解決の方法あるかも知れないが、しかし滿洲の狀勢は露國政府も無視することが出来ない情況にあるから、軍費賠償を議することは不可能である。

自分等兩人に於ては妥協を遂げんと目的を以て種々盡力したが、前陳のごとく滿洲に於ける讓歩に反對がある、殊に露國軍隊は今後一戦せば必ず名譽を回復すると確信し、この際平和を締結するに絶對に反對してゐる。この上の讓歩は最早自分等の力を以て如何ともすることが出来ない。

と、却つて日本全權の讓歩を要求し、然らざれば決裂の外なしといふ意を示した。小村も、ことごと、に至つては、談判も決裂の外なしと觀念し、これを詳細に桂首相に報告し、明二十八日の會議を以て談判を中止し、歸國するからといつて、最後の訓令を仰いだ。この電報が東京に到着したのは、八月二十七日の午前八時四十分であつた。この電報に接した桂首相は「この際慎重の考慮を加へた上、最後の訓令を與へるから、何等の名義にても、會議を更に二十四時間延期せよ」と訓電を發した。

この延期訓電に就いては、重大な理由があつたことを、石井氏の外交餘録は語つてゐる。

露國皇帝と米國大使との會見の消息（樺太南部は歴史の關係に鑑み之を讓るも苦しからずと獨り

言したといふこと)は不思議なる機會によつて我輩の耳に入つた。八月二十七日、我輩は某外交官を往訪して時局談を試みた、談話中先方は我輩の間に對し、前段露國皇帝と米國大使との謁見會談の顛末を内話せられた、我輩は之を天佑と思ひ、早々暇を告げて桂兼任外相の許に駆け付けた、桂首相は閣議を閉ぢ閣僚と午餐中であつたが、我輩急用との取次を聞き、早速別室で會つて呉れた、我輩は露冬宮奥の院に於ける二十三日の皇帝と米大使との會談の顛末を報告してから、愈最後會議は明二十八日に迫つた今日圖らず此報道に接したのは天佑と謂ふべく、幸ひ東京とボウツマスとの間に十四時間の時差があるから、我全權に電訓して、取敢へず明日の會議を一日延引せしむる時がある、就ては第一電として明日の會議延引を訓令し、第二電として前に電訓せる樺太斷念を取消して樺太南半割讓説を提議せしむることゝ爲さるゝが、此急に對應する唯一の措置ならんと進言した、桂首相は喜色満面で、「君の聽いた所によもや間違はあるまいね」と念を押され、我輩は御心配御無用と答へた、然らば取敢へず、今君が言ふた通り致さうと斷ぜられて、食堂に歸り、我輩は再び、車を霞ヶ關に飛ばして珍田次官に報告の上前述の如く第一電と第二電とを分けて發したのである。

かやうな事情は、固より我が全權等は知る由もなかつたが、高平全權が、ウイツテ全權を訪うて、會議の延期を申入れると、ウイツテは、本國の事情を語り、會議延期は差支ないが、自分は如何なる妥協案なりとも、峻拒すべしと嚴肅なる訓令を受けてゐるから、こんどこそは、最終の會議とされたいと告ぐところがあつた。小村全權は高平の復命を聽くと、深く決心するところあり、東京よりの最後の訓令を待たずして、更に一層強硬の意見を電稟した。これが、東京に達したのは、二十七日午前十一時四十五分であつた。曰く

講和談判の經過は、前數回の電報を以て報告したが、今日に至りては、最早、疏通の途なきに至つた、本官は出来るだけ露國と和協を調へ、平和恢復につとめんとし、艦艇引渡及び海軍力制限を撤回すべきを宣言し、尙進んで難問題たる薩哈噠割讓と軍費償還問題に付き妥協案を提出し、談判を妥結に歸せしめんと勗めた、然るに露國は右の二問題に於ては、固く自説を執り、毫も譲歩の意を示さず、其間御承知の如く大統領に於ては、各種の方面に對し、極力斡旋の勞を執られたが、露國を反省せしむるの効がなく、却つてその決意を鞏固ならしめた感がある。蓋し露國皇帝は大統領の第一回親電に對し、既に御承知のごときことを斷言せられたる以上、第二回親電も同様無効にして、又本日秘密會議に於けるウイツテの言に依りて熟察するに、露帝の意志變更の望は全然絶えたるものと認めざるを得ざるなり、惟ふに露帝は「リネヴィツチ」の報告等により

滿洲軍の優勢にして戦運を一轉するの望あることを確言し、この際平和を爲すの意なきに至りたるものと見るの外なし、

然るに、右の二問題は、當初よりして、世上の最大注意を引き、予も亦前後數回の談判に於て、専ら右の二問題に付き争ひたるが故に、今に於て之を抛棄するは、帝國の勞辱に關する大なるを以て、若し大體妥協案の如くにして纏まるは可なるも、然らずんば、談判を斷絶するの外最早取るべきの途これなしと思考す、就いては次回の會見に於て、妥協案に對する露國政府公然の回答を受け、これに對し帝國の位置を明白ならしむるため、一の宣言をなし、我が政府が人道と平和とのため、圓滿なる解決をなさんとつとめたるも、露國が頑強にこれを拒絶したることをいひ、戦争繼續の責任は一に露國にある旨を宣言し、本官等は談判を斷絶して、直に當地を引上げ、紐育に赴き、局面の發展を見んとす、かくのごとくせば、或はこれが動機となりて形勢の一變を見ることなしとせず、

この電報を發せしむると、小村はポーツマス引上の用意を爲し、既に荷物調度の整理を命じ、ポーツマス市民の好意に對する答禮として、同市の慈善資金に金二萬弗の寄附を爲すべく小切手を認め、禮狀をも用意して、たゞ東京からの一電を待つてゐた。

さて我が政府では、小村の電報に接すると桂首相は、翌二十八日元老・大臣等の御前會議を奏請して、最後の議を決定した。それは讓歩であつたが、しかし樺太南半を得んとするものであつた。午後八時三十五分を以て小村に訓電が發せられた。その要は、

帝國政府は閣議及び御前會議に於て慎重凝議の末 陛下の聖斷を仰ぎ、結局下文の如く廟議を一決した。

抑も露國が妥協案を絶對に拒絶したる今日に於て談判繼續の至難なるは、政府の深く諒とする所なるも、軍事及び經濟上の事情を熟慮し且貴官等の折衝により既に開戦の目的たる滿韓に關する重大なる問題の解決したるに鑑み、假令償金割地の二問題を抛棄するの已むを得ざるに至るも、此際講和を成立せしむることに議決せり。因つて貴官等は次回の會合に於て次のごとく宣言せよ。

露國政府が兩國全權委員の發議に係る妥協案を是認するに至らざるは、帝國政府の深く遺憾とする所なり、然れども帝國政府は人道及び文明の大義に重きを置き且日露兩國真正の利益に顧み、最後の讓歩として露國に於て帝國の樺太占領の既成事實を確認する條件を以て、軍費償還に關する我が要求を全然撤回すべし、

かくて、二十九日、午前十時五十五分、最終の會議が開かれた。小村が、訓令の趣旨を説明し、樺太占領の既成事實を確認するなら軍事償還の要求を撤回する旨を告げた。しかし、ウイッテは、露帝の命令を受けてゐないからといつて承諾しなかつた。そこで、小村は更に次の提議をした。

日本は平和を克復せんとするの誠實なる希望を懷くを以て、何等金錢の支拂を要求せずして北緯五十度を境界とする薩哈噠北部を露國の所有に残すことを諾する。但し露國覺書記載の軍事的措置に關する條件及び宗谷韃靼兩海峽通航に關する約束は之を相互的となすべきである。

ウイッテは、これを首肯したので、こゝに於て漸く會議は成立し、九月五日漸く兩國全權はその議定書に調印を了した。講和條約の主なる條項は、次の如くである。

- 一 露國は韓國に於ける日本の宗主權を認むる事
- 一 露國は滿洲より撤兵し、清國の領土保全及びその利益の開放を承認する事
- 一 露國は旅順口及び大連の租借權等を日本に移轉讓渡する事
- 一 露國は長春・旅順口間の鐵道を日本に移轉讓渡し、且つ兩國は滿洲に於ける各自の鐵道を軍略上の目的を以て經營せざる事
- 一 露國は北緯五十度を境として薩哈噠島の南部を日本に讓與し、且つ兩國は各自の領地内に軍

事上の工作物を築造せざる事

- 一 露國は日本海・オホーツク海及ベーリング海に瀕する露領沿岸の漁業權を日本に讓與する事

七 講和條約に對する國民の不滿と歐米の輿論

講和條約の成立は、日本國民の多くを満足せしめなかつた。償金・割地の條件に重きを置いた我が國民は、講和條件に満足せず、屈辱的講和を破れ、條約批准を拒めと、囂々として起ち、國民大會は東京に開かれ、滿都騷擾を極めて戒嚴令を布くの止むなきに至つた。

戦前、對外硬を主張して、開戦を迫まつた人々、特に所謂七博士の徒は、五月二十三日、講和の議まさに起らんとするを聞いて、未だその時機にあらずとし、「戦局持久に關する決議」を爲し、諸新聞にこれを發表したことがあつた。

既にして六月十一日、講和會議の愈々開催さるゝといふを聞き、講和條件の最小限度なるものを決議し、亦これを公にした。その條件といふは、

- 一 償金、參拾參億圓
- 一 土地、(一)樺太「カムチャツカ」のみならず、沿海州全部、(二)遼東半島に於て、露國の有せ

る權利を讓與せしむ、(三)滿洲に關しては日清兩國の決定する所に任ずべし、

一 物、(一)東清鐵道及び其敷地の讓與、(二)シンガポール以東に在る露國逃竄軍艦其他軍用船の讓與、(三)滿洲に在る露政府の礮山、其他の建設物、

一 國際役務、(一)太平洋並に日本海に露國をして艦隊を置かしめざること、(二)バイカル湖以東に於ける露國守衛兵を制限すること、(三)露國は日本の承諾を得ずして清國の土地に關する利益を得べからざること、

彼等のいふことは正しかつたらうが、歐米諸外國の新聞は、講和條約の日本のために成功なることを稱してゐた。八月二十二日、紐育「グローブ」紙は、露國は今や旅順口を棄て、其境界を拳匪變亂以前の舊狀に復することに同意したから、日本はその宣戰の目的を遂げたといふべきである。また千九百三年の日本の外交文書が、同國の安全及び東洋永遠の平和に缺くべからざる一切の事項を餘蘊なく發表したものとすならば、同國は更に續戰するの必要がない譯である。日本が滿韓の事項以外に要求するところあるは、即ちその邦家の安全に關し、絶対に必要ならざる事項を要求するもので、これがために續戰するがごときことあらば、これは既往十八ヶ月に互る鬭争と全くその目的を異にするものといはねばならぬ、若し露國が千九百三年に滿洲を撤退し、且つ韓國に干涉せざるに同意したりと

せば、日本政治家中、誰か、サガレンを獲得するために開戦すべしと唱道するものがあつたであらうか、同島の日本に取て必要なるものにあらざること、二年後の今日に於ても、當時と異なる所がない」といつて、日本を誠しめてゐたが、既にして日本の讓歩によつて講和條約の成立せしことを聞かぬや、同紙は、日本政府の民衆の輕佻なる言説に惑はず、飽まで國利擁護の眞路を脱しなかつた冷靜なる智慮を稱讚してゐた。○八月二十九日論文

その他、世界の新聞は、日本の讓歩によつて講和の成立せしことを稱揚し、日本の寛裕を稱へ、○セントルイ「グローブ」日本の雅量を賞し、○神戸「ジャバ」或は日本の大度を稱した。○上海「ノース・チャイナ」或はまた「ブデモクラット」日本は、○神戶「ロニクル」或は日本の大度を稱した。○上海「ノース・チャイナ」或はまた日本の行動は、千八百六十六年、ビスマルクが、奥國に對して取つたものと同一なりとし、日本の深謀を稱するものもあつた。曰く「ビスマルク公が奥國と和約締盟に際し、再三指示せる教訓を服膺したもので、飽まで眼前の利益を謀り、却て將來を危くするの愚を避け、將來久しく善隣の好を結ぶべき露國と親交を重ね、時に或は奥獨兩國の場合に於けるとく、日露同盟の素地たるを得べき條件を以て、講和を遂げたり、これを酷評すれば、この措置は聰明なる利己心より出でたりと稱すべく、敢て敵に對する寛大なる所爲と稱するを得ざるべきも、とにかく、第一流政治家たるに愧ぢざる識見に基づくものといふを得べし、と日本政治家の深謀遠慮を稱してゐた。

これ等歐米諸國の評論を、日本國內に於ける評論や輿論と對照すると、極めて意義あることと思ふ。しかし、日本に於ても志あるものは、竊かに國民の行動を遺憾とした。谷干城は「始めに仁義を看板に掛け、武士道を唱道し、終りに隴を得、蜀を望み、鄙劣の慾心を發露せば、仁義も武士道も滅茶々々と爲す者也」○九月十日吉田某宛書翰といつて、世論を苦がしく思つてゐた。しかし、日本國民をかやうにしたのは、政府の煽揚によることが多い。彼等は徒に國民を煽揚することを知つて、抑制すること知らなかつたからである。伊藤博文は、民衆の騷動を憂慮し、九月十六日桂首相に書を與へ「前岸は百萬之大兵を駐し、平和克復の措置未だ終結を告げざる今日、縱令衆論之紛擾有之候共、廟堂確乎不拔にして、遠征の大軍をして内顧の憂なからしむる諸公の大任や、小子杞憂不能措」云々といつてゐた。だが國民は次第に興奮から醒めて、十月十六日條約批准の詔勅下るに及びて、人心は全く平靜に歸した。

第十二節 日露戦役後の外交

一 國際的地位の昂進

日露戦役によつて、日本は躍進的發展を遂げ、完全に世界八大強國の一に列し、世界外交の檜舞臺に乗り出すことになつた。さうして東方問題に於ては、盟主の地位を占め、歐米列國の誰も、日本を措て東方問題を論じ得ざることとなつた。ロンドン「スペクテーター」紙は、戦後の日本を論じて、「この新興國は歐洲の最強と稱せらるゝものを敗り、その陸海軍を粉碎し、西洋第一流の名將も、相對して阻踏逡巡すべき精銳五十萬を亞細亞大陸に於て轉戦する能力あるを證せり、今や何れの國と雖も、その存亡を暗するの決心なくして、日本と砲銃を交るの不可なることを覺らしむ、蓋し同國は眞に北太平洋の雄にして、多年北京に於て優越なる勢力を振ひ、世界の中、最も未開の大市場たる清國に於て、貿易其他の事業上に最も強盛なる競争者たるべけむ」といつてゐた。○三十八年九月二日論文

またロンドン「モーニング・ポスト」は、「世界に於ける大日本」と題し、日本の勃興の東洋に於ける歐洲諸國の政局を變化せしむべきことを論じ、「今後歐洲諸國は、その形勢を變じて新規なる連衡と發展とを呈するに至るべきか」といひ更に「日本の清國に於ける威望及びその擁護任務の著しく加重したるは、前日の比にあらず、しかもその程度如何は未だ測定すべからずと雖も、憶ふに、その漸次同國に扶植したる有形無形の勢力の偉大なるは疑を容れざる也」と説き、日本がこの勢力を悪用することなきを冀望し、「抑も日本は己を空ふして清國を保全し、且つその門戸を世界に開放するの後見職

として、飽くまで努力すべきものなるや、察するに日本は第一著に韓國を領有し、尋でその餘力を滿洲に延べ、遠からずして全然その地を統治し、漸く北京及び北清に及ぶやも測り難しとす、日本の論者中には、公然これを説くものあり、是れ豈に恰も露國が滿洲及び北京に於て恐怖せられたる危機の再演にあらざるや、然れども事實その此に至ることなきは、日本の表彰せる現下の態度を以て、これを證するに餘あり」といつて、日本の謙虛を冀つてゐた。○三十八年七月七日論文

後年、朝鮮・滿洲は、モーニング・ボストのいふがごとく、今や北支も亦論者のいふごときものとならんとしつゝあるが、これは歴史的自然の結果であつて、日本が最初から計畫的にやつたことではないのである。我々は誇るべきか、恥づべきかは知らないが、明治日本の政府當局は、國際上退嬰といはるゝまでに、正直にして、小心翼翼たるものであつて、論者のいふごとき大望はなかつたのである。少しくこれを述べて見よう。

日露講和條約及び第二回日英同盟條約により、韓國に於ける我が特殊優越的地位は確保され、滿洲より露國の勢力を驅逐し、また關東州の租借權を譲受けることによつて、滿韓に於ける我が特殊利益を充分發展せしめ得る立場を獲得することとなつた。

かゝる優越なる地位に立つても、我が國は、毫も戰前に主張した主義、政策を變へなかつた。韓國

のことは後に譲るが、滿洲に對しては飽まで領土保全、門戶開放、機會均等の主義を持してゐた。これに就いての好例は、明治三十九年五月二十二日、總理大臣官邸で開かれた元老、大臣會議である。

集つたものは韓國統監伊藤博文、樞密院議長山縣有朋、元帥大山巖、首相西園寺公望、外務大臣林董、陸軍大臣寺内正毅、海軍大臣山本權兵衛、參謀總長兒玉源太郎、陸軍大將桂太郎等であつた。この日、伊藤統監は、英國大使マクドナルドの私信の「滿洲に於ける日本の軍事官憲が、軍事的動作に依つて外國貿易に拘束を加へ、滿洲の門戶は、疊にロシアの掌中にあつたときに比べて一層嚴しく閉鎖せられてゐる、しかもその閉鎖主義は専ら歐米人に對して行はれ、日本人に對しては到る所開放主義を實施しつゝある、これは歐米人の嘗て日本に冀望し、同情したことと全く反する所爲である、これは日本が、露國の復讐を恐れ、その設備を爲すのであるといふが、日本のかやうな所爲は、全く狂氣じみたものである」内容を説明して、痛く滿洲の軍政部の行動を非難した。

伊藤は、また袁世凱が、日本に對して、不滿の念を抱き、日本の行動は北京條約の違反なりといつてゐる、若し今日のまゝに放任すれば、啻に北清ばかりでなく、二十一省の人心は、終に日本に反抗するに至るであらうといつて、更に

現に滿洲には、軍政官なるものがある、これに關する規定を見ると、清國人が不滿を唱へるのは

當然である、今日露國から讓渡されたものを保持するのは當然で、何人も異議を挟む筈がない、然るに實際の事實は、この範圍外に出でつゝある、軍政署の綱領を見るとこれを實施すれば、清國人の活動する餘地は更に無い、否、領事と雖も活動することは出来ぬ、予の見るところでは、かゝるものは斷然廢止するがよろしい、斷乎これを撤廢し、その地方の行政は、これを清國官憲に任せねばならぬ、これは當然清國の責任である、若し清國が行政保護の實績を擧げ得なかつたならば、日本からこれを援助するが宜しい、

更に予の直言したいことは、軍事當局者は撤兵期間は十八ヶ月であるから、明年四月迄は戦時中と同様、軍事的措置を取つて差支ないとの解釋を有ち、この解釋に基き、或は種々の事業に著手し、或は租税を徴收してゐるといふ、かゝる解釋は予の甚だ了解に苦む所である、予は滿洲今日の現状と軍事的動作とは、明かに撞著して符合せざるものなりと信ずる、外國のいふ所に依ると日本から大連に入る貨物は無税なるに反し、上海芝罘を経て大連に輸入せらるゝものは課税せらるゝ、事實上日本品と外國品との間に取扱の差別を生ずるといふことである。

といひ、大に軍事當局者の處置を非難し、日本は英米の人心を失ふやうなことがあつてはならない、どうか諸公は充分の審議を盡して、その轍を改むるよう切望して止まぬと、一通の決議案を提出してあるからとて

元老大臣の承認を求めた。伊藤は軍事當局者を叱咤するの勢があつた。これに對し、表面から格別議論するものもなく、たゞ兒玉參謀總長は、只今問題となつて居るのは、多く予の職責に關する事項であるからとて

これ等の問題は、本年二月大磯で大略決定したことである、開放も今日では既にこれを實行し、單獨の旅行も亦實際にはこれを許してゐる、大連附近に於て課した租税のことは、予は知らぬが關稅問題が決定されたなら、自ら解決されるであらう、要するに外國の感情は、今日は伊藤侯の陳べられるごとき惡しき状態ではない、侯のいふ事實には相違のことも、古いこともある、と答辯し、次いで寺内陸軍大臣は起つて、

伊藤侯のいはるゝやうなことは、中央では平時の思想で立論し、彼の地に於ては、戦時の思想を抱いて行動するから、種々の問題が生ずるのである、從來關東總督は戦時命令に依つて行動したが、平和克復の今日は、之を平和の状態と符號するやうに改正すれば宜い、滿洲經營に關しては兒玉參謀總長の手許で、目下法規を起案中であるから、これが出来れば、總督府問題、鐵道問題、守備隊問題等も自ら解決する、事實に於て開放も漸次に行はれ、安東縣、奉天は既に期日を定めて之を決行した、大連も準備さへ結了すれば之を開放するに差支ない、旅順口に於ける露國人の

處分のごときも、目下著々進捗し、露國代表者も満足してゐる、しかし旅順口内に、今日直に外國人の移住を許すごときは、事實上不可能である、要するに滿洲問題は、凡て順序を追うて解決せねばならぬ、又現に爲しつゝある、

といつて、伊藤侯のいふことは道理であるが、一時に實行すべきものにあらざるを述べ、伊藤侯をなだめたが、兒玉は屈せずして、伊藤に抗辯し、遂に無責任の地位にある人は、何事も思ふまゝに批評することも出来るが、責任の地位にあるものは、さうもゆかないといつて、伊藤の言を無責任者の批評と稱し、更に進んで、

南滿洲は、將來我が國と種々なる關係を生ずる、その内に於て、軍事は最も簡單である、何故なれば、明年四月以後には鐵道守備隊を残すのみとなるからである、しかし、滿洲經營の上から見れば、將來種々なる問題が発生するであらう、してこれ等の問題が、一度内地に移れば、各箇々別の主管となつて、取扱手續は實に煩雜極まるものとなる、日本の勢力を扶植してある南滿洲の開港場は漢口とか上海とかと異なるのはいふまでもない、故に滿洲に於ける主權を、誰か一人の手に委ね、前陳したやうな煩雜な事務を一箇所に纏めて一切を指揮する官衙を新に組織してはどうか、

といひ放つた。兒玉の語に、伊藤はにがりきつてゐたが、憤然として、

予の見る所に依ると、兒玉參謀總長等は滿洲に於ける日本の位地を、根本的に誤解して居る、滿洲方面に於ける日本の權利は、講和條約に依つて露國から譲り受けたもの、即ち遼東半島租借地と鐵道の外には、何物もないのである、滿洲經營といふ言葉は、戰爭中から、我國人の口にするところで、今日では官吏は勿論、商人なども、切りに滿洲經營を説くが、滿洲は決して我が國の屬地ではない、純然たる清國領土の一部である、屬地でも無い場所に、我が主權の行はるゝ道理は無いし、随つて拓殖務省のやうなものを新設して事務を取扱はしむる必要もない、滿洲行政の責任は、宜しく之を清國政府に負擔せしめねばならぬ、

と、兒玉をきめつけた。議論はこれで盡きたが、元來伊藤のいふことは、この年二月、大磯の會議で大體決定されてゐたことで、兒玉總長も主義に於て、反對してゐることもないので、その提出した決議案は、全員の署名を得て成立した。その案は次のごとくである。

- 一 大體の論は全會一致のこと、
- 二 右の意に基き將來の經綸を進むること、
- 三 關東總督の機關を平時組織に改むること、

四 軍政署を順次に廢すること、但し領事の在る處は直に之を廢すること、

この會議に於ける伊藤統監の所説とその提議案の可決は、日露戦役後に於ける我が對支政策の根本方針を示すものである。我が國運を賭して露軍を一掃した滿洲に於てさへ、條約に於て得た權利の何等行使する意志がなかつた。従つて清國全土に對して領土保全、門戶開放、機會均等主義を完全に履行せんとつとめたことに疑がない。朝鮮に對しては、無論列國の容喙は許さなかつたが、しかも主權の尊重には變はりがなかつた。伊藤統監時代には、併合の機運は未だ進まなかつたのである。

日本が、日露戦役以後、その増大せる權利と實力とを擁して、しかも滿韓及び清國に對して、自から抑制し、條約を重んじた公明正大な處置は、歐米列國の信用をたかめ、東洋問題を中心として、日英條約は改正せられ、日佛協商、日露協商、日米協商がそれ／＼成立して、東洋平和を確立すると共に我が國の地位をして磐石の重きをなさしめた。○伊藤
公秘録

二 日英同盟の改訂

日英同盟の改訂は、我の冀望といふよりも、寧ろ英國の冀望によつて促進せられたのである。英國は、日露戦役後、露國が極東から、印度國境に鋒鏑を轉ずることを思ひ、そこに重大なる脅威を感じ

た。しかもこの脅威は、獨逸の露國を援助するの傾向によつて増大された、獨逸は相變はず、露國に協力して、露國を東方に向はしむることを欲してゐたからである。かくて英國政府は、この脅威から脱せんとして、露國との協商を企圖するに至つた。さうしてその切札として、日英同盟の性質を變じて攻守同盟とし、その範圍を印度國境にまで擴張せんと欲したのである。○鹿島守之助著
國外交の基本政策

かくて、英國外相ランズダウンは、自から進んで、明治三十八年二月以來改訂促進につとめた。我が國も來るべき講和條約に備へ、或は將來露國の報復に對する安全の保障たらしめ、或は韓國問題の解決等より考慮して、日英の關係を一層鞏固ならしむることは固よりその欲するところであつた。しかし同盟の範圍を擴張することは好むところでなく、小村外相は、現今のまゝで、滿期前に改訂せんことを欲し、英國駐劄公使林董に訓令して、交渉するところあらしめたが、英國政府の熱心なる冀望あり、遂に五月二十三日及二十四日の閣議及び元老會議に於て滿場一致を以て英國の修正並に擴張案を受諾することに決定し、小村外相は林公使に訓令して交渉せしめた。それより數次の交渉と相互の修正とを経て、八月十二日英國に於て調印を了した。これが第二回日英同盟協約である。

第二回の同盟協約は第一回のそれと比較すると、重要な變更があつたことが注意せらるゝのである。即ち、(一)第一回協約に於ては、適用の範圍を清韓兩國に限りしに、第二回協約に於ては、これ

を印度に及ぼしたことを、(二)第一回協約に於ては、英國は韓國に於て、單に日本の特殊利益を承認したるに止めたが、第二回に於ては、日本が韓國に於て指導監視及び保護の措置を執るの權利を承認した。かくて第一回に於ては、協約前文に清韓兩國の獨立及び保全の維持云々をいつてゐたが、第二回に於ては韓國の二字を省いた。これは韓國に對する日本の完全なる行動の自由を認められたからである。(三)第一回協約に於ては、同盟國の援助の義務は、敵國が、二國以上となつた場合に限られたが、第二回協約に於ては、締盟國が、他の一國によりて攻撃せられたるときは、他の締約國は直にこれに援助を與へ、協同戦闘に當り、講和も亦双方合意の上にて爲すこととしたこと、(四)第一回協約に於ては同盟の有効期間は五ヶ年であつたが、第二回協約に於てはこれを十ヶ年としたこと等がその重大なる相違である。

第二回協約締結の後幾もなく秘密の陸海軍事協定も成立した。かくして、この協約改定は露國をして將來東亞及び印度に攻撃を加ふるも成功の見込なきことを信ぜしめ、この方面の侵略を斷念して、その關心を再び亞細亞から歐洲に轉ぜしめ、遂には英國と協力せしむるやうに導いたのである。英露及び日露協商はかくして締結せらるゝに至つたのである。されば、この改訂同盟は、日英兩國に於て等しく歓迎された。或るものは「同盟は英國に對し、評價し得ざる補償を提供した、何となれば、英

國は攻撃に對し、最早不死身となるに至つたからである」といひ、○帝國外交の基本政策所載 ジュン・ソラーノの論文 また佛人某はこれを評して、「新日英同盟は亞細亞の歴史に一紀元を開きたるものなり、何となれば、今や東亞の一國が世界八大國の伍伴に入り、亞細亞の運命は、其新興國と大英國に依りて支配せらるゝに至りたれば也、即此兩國は相協同して清國の保全を擔保し、以て東亞に於ける歐米列國の野心を防止し、東半球にも西半球の新モンロー主義を適用せむとす、此に於てか獨露の兩國も最早近年の如くに其野心を遂行するの機會なかるべし」といつてゐた。○吉田東伍著 日本時代史

三 佛・露・米三國との協商

日露戦役後の我が國際的地位を鞏固安全ならしめたもの、一つは、日佛協商と日露協商とである。この兩者は聯關的に考へねばならぬ。

露國は、日露戦役後政策の變更及び露獨同盟締結の失敗から、英國との協調を希望し、延いて日本との協調も亦冀望するに至つた。政策の變更といふのは、極東進出を斷念して土都君府に進出し、ボスフォール及びダーネル兩海峡の管理を得んと欲したことである。これは、露國の歴史的使命であるが、これを遂行するには、獨塊に對抗する必要がある。それには、英國との協調が必要であるばかり

でなく、日本とも和解し、その背後の保障を得て、後顧の憂なからしむることが必要とせられたのである。

かくて、露國は、日本との協商を冀望し、明治三十九年十一月、翌四十年三月、共に英國政府によつて、日本との協商を得んとし、その好意的斡旋を依頼した。露國大使は外相グレーに、日露間に「協商」とまではゆかないにしても、少なくとも或る「關係」を結びたいといつて、冀望をもらしてゐた。

同一の冀望は、日本にもあつた。日露役後、日本の最も欲するところは休養である、休養は平和を絶対に必要とした。これには、露國との和解が重要である。且戦後日本の政策の目標は、韓國と滿清である、しかし、これ亦露國との眞の和解によつてのみ成就される。かやうなことから、日本も衷心から、日露の協商を欲し、時の西園寺内閣の外相林董は三十九年一月親露主義の本野一郎を露國駐劄大使に任命し、協商の準備を進めようとした。

しかし、露國の陸海軍部及び國民の一部には、日本との妥協を好まず、ポーツマス條約を一の休戦條約に過ぎずとし、國力の回復を俟つて、これを破棄せんとする意向さへあつたので、ポーツマス條約の細目協定は、一ヶ年に亘つて少しも進捗しなかつたありさまであつたから、この協商は、容易に

進捗しなかつた。然るにこの時、日佛協商が容易に成就し、大に露國を刺戟するに至つたのである。

佛國は、露國との同盟、英國との協商の關係から日露の接近を大に歓迎し、英國とは別個に日露に對し、好意的勸告を與へてゐたばかりでなく、自から進んで日本との接近を策するに至つた。かくて佛國政府は、明治四十年三月、日本のために外債の借替を承諾し、五分利附三億法の起債を巴里に於て募集せしめ、大に日本政府に満足と感謝とを與へた。これより日佛の親善は著しく増進し、遂に兩國間に政治的協定及び取極を締結するの商議が開始せられ、我が全權大使栗野健一郎は佛國外相ビシヨンと商議を開始した。この商議は圓滿に進行し、明治四十年六月十日、巴里に於て協商が成立した。

日佛協商は、佛國は清國に對する日英同盟の主義を確認し、また日露戦争の結果を承認し、我が國は佛領印度支那の佛國の領土權を尊重することを約したものである。更に注意すべきは、兩國が清國に於ける勢力範圍を確定したことで、佛國は廣東、廣西及び雲南の三省を以て特殊利益を有する地域と定め、我が國は福建、滿洲及び蒙古を以て特殊利益を有する地方と定めたことである。

日佛協商の成立は、日露の和解に重大なる影響を與へ、久しく停滞してゐた日露の協商は促進せられた。當時日露間には、蒙古問題に關し、重大な意見の衝突があつたが、日佛協商の成立に刺戟せられた露國は、直にこれを解決し、日露協商を締結することに同意した。かくて、四十年七月三十日、

露都に於て、本野大使と外相イヌヴォルスキーの間に、二つの協約が調印された。一は公表日露協約で、一は秘密日露協約である。

公表日露協約は平和及び善隣の關係を鞏固ならしめ、また將來の誤解の原因を除去する目的を以て締結するものなる旨の前文を付し、二ヶ條より成立し、日露相互の領土保全とポーツマス條約の規定尊重と清國の獨立及び領土保全並に機會均等を約したもので、秘密條約は四ヶ條から成り、(一)滿洲を本協約追加約款に定めた分界線によつて、南北の二つに分ち、北を露國の勢力範圍とし、南を日本の勢力範圍とし、その範圍内に於ては「自國の爲、又は自國臣民若くは其の他の爲、何等鐵道又は電信に關する權利の讓與を求めず、又同地域内に於て、兩國のそれ〴〵支持する該權利讓與の請求を直接間接共に妨礙せざることを互に約したもので、(二)韓國に對しては、露國は日本の自由行動を認め(三)これが代償として日本は外蒙古に對し、露國の特殊利益を承認したものである。

これを第一回日露協商とし、これを基本的重要な取極とし、これを確實にし、擴張する趣旨に於て、明治四十三年七月四日第二回協商が締結され、その秘密協約には、兩締約國は、滿洲に於ける兩國特殊利益の各地域内に於て、該利益を擁護防衛するに必要な一切の措置を自由に執るの權利を相互に承認することを約した。

明治四十五年七月八日、第一回、第二回の日露協商の條項を確定補強するの冀望を以て、第三回日露協約が締結された。この協商の秘密協約に於て、新に内蒙古を東經百十六度二十七分を以て、東西に二分し、西方を露國、東方を日本の特殊利益地域とし、互にこれを承認し、尊重することを約した。この協定は兩國に於て誠實に履行せられた。

日本の國際的地位を一層昂進し、鞏固ならしめたものは、明治四十一年十一月の日米協商の締結である。

日露戰爭中、米國政府及び國民は、日本に多大の同情と援助とを與へた。講和條約に於けるルーズヴェルト大統領の斡旋は、尋常でなかつた。しかし日本の戰勝後、米國に於ける排日熱は漸く高まり過去の人氣に引替へ、極度の不人氣となつた。日米間には、日本移民禁止問題、桑港に於ける日本學童排斥問題が起つて、危機が傳へられた。ルーズベルトは、これ等問題を頗る重大視し、明治三十九年六月、移民法通過に際し、生ずべき萬一の危險に對し、英米提携して日本に當らんことを欲した。米國政府の考へは、「日本は英米と争ふ意圖はない、しかし若し戰爭の何等かの危險が生ずるとすればそれは、英米兩國政府に依る斷乎たる警告の同時的措置に依つてのみ、避け得られるであらう」といふのである。

ルーズベルト大統領は、この見解に基いて、英國及び加奈陀との協商を締結せんとしたが、英國及び加奈陀とも冷静で、ルーズベルトのいふ英米共同措置の日本に及ぼす影響を慮つて、米國の提案を拒絶した。英國は、日英、日佛、日露協商を重視し、これに影響あると考へる政策を取ることが好まなかつたのである。

我が國も亦、移民を禁止せられ、學童を排斥せられ、重々の侮辱に拘はらず、米國に對しては常に和協的態度を失はなかつた。明治四十一年六月以來は、所謂紳士的協約によつて、自發的に移民を制限した。しかも、米國に最大の感動を與へ、日米の關係を好轉せしめたものは、明治四十一年十月十八日の米國艦隊の横濱入港の際に於ける我が官民一致の大歓迎であつた。

これより先、米國太平洋艦隊が、世界回航の途に就くや、最初は、故意に日本に寄航せざることとし、彼等は日本に「印象付ける」といつてゐた。しかし、我が政府は、これを意に介せず、特に大統領に交渉して、必ず我が國に來航せしめられたいといふことを以てした。かくて豫定が變更され、横濱に入港することになつたが、日本近海に大暴風があつて、入港するに慘々な難航を續けた。しかも入港すると、朝野を擧げての歡迎に、艦隊全員は非常に満足した。大統領も、後日「回航中最も顯著なる事件は、日本に於て吾人の艦隊に對し與へられた歡待である、事態は吾人の期待を遙かに超過した。

日本人が、吾人の將校及び乗組員に與へた満足なる歡待に對する予の感謝は言語に絶する、又各人が日本人の友人として、又讚美者として歸來したことも聲明し得る」といつてゐた。

彼等は日本近海の暴風によつて、日本の攻め難き國なるを感じ、歡迎によつて、日本人を愛好したといはれた。

我が國に於ても、移民問題に關し、米國と戰爭するなどは、何人も考へ及ばざることであつた。今や米國艦隊の訪問が、満足なる結果を得、しかも米國政府及び國民が、それ等のことによつて、帝國の眞意を了解するに至つたことを好機とし、小村外相は、米國との協商を成就せんとし、明治四十一年九月二十九日、在米高平大使に訓令し、日米協商を必要とする理由及び目的を訓令した。その要は、「米國政府及び同國民多數の、帝國に對し何等惡感を有せざるに拘らず、同國に於ける小數人士の帝國の眞意に疑を挟み、殊にその聲を大にして、民心の煽動に苦慮せる事實と或る強國（ドイツを指す）が、小策を弄して、日米兩國を離間せんとする事實は、之を否定することを得ない、若しこの状態にして永く看過せらるゝに於ては、遂に兩國の和親に障害を生ずることなきやも保し難き故、彼の排日論者等の辭柄とする事由を排除し、彼等をして藉口の途なからしむるに如くはない」といふのである。

次いで十月十五日、協商案の内容に關し、詳細なる訓令を發し、「協商案は太平洋問題を主題とし、これに清國問題を加味せるものである」といつて、三ヶ條の要點を示した。高平大使はこれによつて米國國務卿ニリシュ・ルートと會見、日米親交永續のため、世界平和のため、本案の必要なる所以を陳辯し、同意を求めた。ルートは充分の同情を表した。爾來、兩人交渉數回、互に修正意見を提出したが、十一月二十日を以て協議成立して、兩人の調印を了した。その條項は五條より成り、「日米兩國は太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を希望し、並右方面に於ける現状維持、清國の獨立及び領土保全並に機會均等主義を支持し、若しこれを脅威するがごとき事件發生するときは、兩國政府は、その有益と認むる措置に關し、互に意見を交換することを約した。これは日露戰爭以來、日米兩國に蟠まれる疑雲を一掃した重要協商である。

以上が、日露戰役以後、明治末年に至るまでの我が國際政局の現状で、日露協商及び日佛協商は日英同盟(明治四十四年七月更に改訂)及び日米協商と併行し、東洋の平和を維持し、東洋に於ける我が國の地位を確保し、擁護して磐石の重さをなさしめた。我が國が世界大戰に参加したときは、かやうなる國際體制であつたのである。

○帝國外交の基本政策公爵桂太郎傳信
夫淳平博士講演國史回顧會講演集所載

第十三節 韓國の併合

一 統監府の設置

我が國は韓國の獨立を保護し、國運を賭して戦ふこと二回に及んだ。今後永遠にかやうのことなかやうにせねばならぬ、これは日本の義務であると共に權利である。それで改訂日英條約は、韓國に於ける日本の自由行動の權利を承認し、講和條約は露國をして、韓國に於ける日本の宗主權を承認せしめたから、明治三十八年十一月、樞密院議長伊藤博文は韓國に赴き、十一月十七日、日韓新協約を協定し、韓國をして日本の宗主權を認めしめ、日本は韓國皇室の安寧と尊嚴とを維持することを保證して、同國の外交は一切日本に於て管理指揮し、統監を置いて、そのことを掌らしむることを約した。この協約締結の前後、韓人中、時勢に暗く、これを以て國を亡すものと思ひ、往々不穩の企をなす者もあつたが、幾くもなく鎮靜に歸した。こゝに於て、諸外國の公使は相率ゐて京城を去り、韓國の在外公使も京城に歸つた。十二月二十一日、伊藤博文は統監に任ぜられ、二月より統監府が開かれ

た。これより伊藤は大に韓國の庶政改善に盡力し、農事の改良、道路の改修、各種學校の新設若しくは改善に力むる等施設する所が多く、韓國の面目は漸く一新するに至つた。

然るに明治四十年六月、第二回萬國平和會議が和蘭海牙に開かるゝや、韓國皇帝は或る外人に使喚されて、密使をそこに差遣し、列國の援護によつて、日本の保護を脱せんことを求めた。その冀望は直に拒絶せられ、列國の顧る所とならなかつたが、我が國は再びかかることの起らんことを憂慮し、直に協約改訂の方針を定め、外務大臣林董を韓國に差遣し、伊藤統監に旨を傳へしめた。韓國は大に恐れ、韓國皇帝李熙は讓位し、皇太子李坻（隆熙）即位し、新協約を締結することになつた。この新協約により韓國の内治・外交一切を舉げて、日本に一任することになつた。八月韓國軍隊は解散せられた。十月には我が皇太子嘉仁親王（大正天皇）は韓國に巡遊したまひ、十一月韓國太子李王垠は東京に遊學することになり、兩國は頗るその親善の度を加へた。

伊藤は在任三年半、韓國の庶政も一新し、日韓の關係も益々改善せられ、韓國人心も靜穩に歸したので、明治四十二年六月、その任を辭し、副統監曾禰荒助が統監に陞任した。だが日韓のために、最善の努力を致した伊藤は、その年十月二十六日、滿洲視察の途次、ハルビンの停車場で、韓人安重根のために狙撃せられて薨去したことは、惜しみても餘りあることであつた。

曾禰統監は就任の翌七月、韓國と議つて、日韓覺書を定め、韓國の司法權の委任を受くることになつた。かくて我が國の保護は愈々堅實となり、我はまた銳意その内政の改善に努めた。しかし頑迷なる韓人中には、動もすれば、我が保護政治の眞意を誤解して不穩の舉に出づる者があり、伊藤前統監のごときは、その犠牲となつて大に中外を驚愕せしめた。こゝに於て、我が保護政治に一步を進むる議が起つた。

これより先、韓國には、親日主義を標榜する一進會なるものがあつて、宋秉峻等がこれを率ゐてゐたが、伊藤の凶報を聞いて、宋秉峻は「李家五百年の命數もこゝに盡きた」と歎息した。同年十二月四日、一進會長李容九は、會員一百萬人を代表すると稱して、書を韓帝及び總理大臣李完用、竝に統監曾禰荒助に書を上つて、日韓合邦の利を述べた。この上書は、一旦却下せられたが、我が國に於ても、固より日韓兩國の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に確保するためには、韓國を我が國に併合して根本的改善を加ふるの必要を認め、桂首相のごときは、伊藤統監の辭職を機として、これを斷行するの意さへあつたが、慎重を期して未だ著手せしめなかつたのであるといはれる。

二 日韓の併合

明治四十三年五月、統監曾禰荒助病を以て辭職したが、桂首相は日韓合邦の機既に至れるを思ひ、陸軍大臣寺内正毅をして統監を兼任せしめて、時局解決の任に當らしめた。寺内は先づ韓國をして、その警察事務を我が國に委任せしめ、憲兵を増置してその治安を謀り、七月下旬赴任するや、形勢を觀望し、八月十六日、韓國總理大臣李完用を統監官邸に招き、詳かに帝國政府の意見を開示した。李完用も大勢の已むべからざるを認識し、爾來數次の商議を経、こゝに兩國政府の意見一致せしを以て各々上奏裁可を仰ぎ、八月二十二日、寺内統監と韓國總理李完用との間に、併合條約が調印せられたのである。

こゝに於て、我が政府はこれを締盟各國に通告し、併せて外國關係事項の處理に關する帝國政府の方針を各國に宣明した。既に佛露米諸國との協商が出来てゐたので、異議を唱ふるところはなかつた。仍つて八月二十九日を以て、韓國併合の詔書を渙發し、同時に併合條約を公布し、これが施行を令した。

こゝに於て、韓國皇帝は韓國全部に對する一切の統治權を完全に、且つ永久に日本皇帝に讓與し、日本皇帝は、これを受諾して韓國を日本帝國に併合することを承諾し、韓國皇帝・太皇帝・皇太子並にその后妃及び後裔には、各々その地位に應じ、相當なる尊稱・威嚴及び名譽を享有せしめ、且つこれを保持するに十分なる歳費を供すべきことを約したまうた。

併合の詔と同時に大赦・減租の詔を發したまひ、韓國諸般の罪囚中情狀の憫諒すべき者に對し、特に大赦を行ひ、また積年の逋税を免じ、且つ今年の租税は五分の一を免じ、國帑一千七百萬圓を支出して、韓全國に配給し、人民の授産・教育の補助・凶年の救濟等に充てしめたまうた。この日、韓國の名稱を朝鮮と改め、前韓國皇帝を冊して昌德宮李王と稱し、皇太子を世子、太皇帝を德壽宮李太王と稱して皇族の待遇を賜ひ、特に殿下の敬稱を用ゐしめ、同時に朝鮮貴族令を制定し、公・侯・伯・子・男の五爵を定めて、これを貴族に授け、我が華族と同一の禮遇を與へたまうた。

韓國の合併既に成りしを以て、統監を廢して新に朝鮮總督を置き、天皇の命を承けて陸海軍を統率し、一切の政務を統轄せしむることとなつた。九月三十日總督府官制・中樞院官制・地方官制が發布せられた。總督府には、總務・内務・度支・農商工・司法の五部を置き總督の命を受け、政務總監がこれを統べた。中樞院は總督の諮詢に應ずるものである。地方は全國を十三道に分ち、各道に長官を置き各道を府郡に分ち、府尹・郡守以下の官吏を任じて地方の行政を掌らしめ、また韓人の參事を任用して諮問に應へしむることとなつた。十月一日、前總督寺内正毅が總督に、副總督山縣伊三郎が政務總監に任ぜられた。

かくのごとくして、韓國は完全に日本の領土に歸し、その統治に服した。帝國多年の禍根が一掃され、自衛の途が確立し、東洋永遠の平和が保障されることとなつた。吉田松陰、平野次郎、橋本左内等の夢想も實現され、維新以來の志士の志も成就し、朝鮮問題も眞に解決されるに至つた。

第六章 世界大戦と我が外交

第一節 對 獨 宣 戰

大正三年八月、世界大戦の勃發するや、我が國が如何なる立場を取るべきかは、帝國將來の運命を左右すべき重大問題であつた。それに就いて、三案が考へられた。

- 一、嚴正中立を守つて戦局の外に立つべきか、
 - 二、獨逸側に加擔して英佛露を敵とすべきか、
 - 三、英佛露と提携して獨逸と戦ふべきか、
- である。或るものは安全第一を高調して嚴正中立を可とし、或るものは獨逸の勝利を確信して、獨逸に加擔すべきを主張し、或るものは日英同盟の誼によつて聯合國と共に獨逸と戦ふべしと論ずるといふありさまで、國論は一定しなかつたのである。

この年四月、大隈重信は人命を拜して、内閣を組織し、加藤高明は副總理の格を以て外務大臣となつた。加藤は多年英國公使大使を勤め、小村以後の名外交官といはれた。剛毅の裏に智略を藏してゐた。その大隈との關係は、陸奥の伊藤、小村の桂に於ける關係があつた。兩者相補つて帝國外交を指導した。伊藤と陸奥は日清戦役外交を指導し、桂と小村は日露戦役外交を指導し、我が國勢をして今日の發達あらしめた。大隈と加藤は、この有史以來の世界大戰に直面して、我が外交を如何に指導するか、帝國將來の運命は、彼等の雙肩にかゝつてゐた。

彼等は敢然として、日英同盟の義を高唱し、聯合國側に參加し、獨逸兩國に對し、宣戰することになつた。これに對しては、贊否の議論が喧しかつた。參加は今少し時機を待つことが出来なかつたか、その方が得策でなかつたかといふ意見もあつた。しかし、これも今日から考へれば、やはり我が國運發展の一道程で、正しく賢明なる處置であつたのである。

若しこのとき、世界を擧げての大戦役に、我のみ獨り超然たり得たであらうか、また人道正義を無視して、世界を攪亂した獨逸に加擔し、英國と戦ふのは人道正義に反することであるまいか。……三國干渉以來、東洋の平和を攪亂し、日露戦役へと導いたのは、獨逸カーザーの魔手であつたことは、今日争ふべからざる事實である。……若しまた我が國が獨り超然たりしならば、戦後の平和會議、世

界再建の大會議に於て、如何なる地位を得たであらうか、或は西班牙となつてゐたかも知れない。若し獨逸側に參加したとせば、その運命は一層悲惨であつたであらう。

かやうに考へれば、大隈、加藤が、早くも世界の形勢を察し、日英同盟の信義を強調し、敢然として聯合國に參加した明知果斷と高義とは多とせねばならぬ。これは丁度日清戦役を斷行した伊藤、陸奥とその行方を一にしたものである。

世界大戰の次第は今述ぶるを要しない。しかし、英國が大正三年八月四日を以て、獨逸に宣戰したその日から、加藤外相は、既に決心するところがあつた。この日、我が政府は閣議を開き、左の聲明を發して、帝國の立場を明かにした。未だ英國參戰の通知を受けてゐなかつた時である。

帝國政府は歐洲政局の最近の形勢に對し、政治上及經濟上憂慮の念を禁ずる能はず、而して帝國政府の切に冀望する所は、右紛争が一日も早く解決を告げ、平和の克復を見るに在ること、固より言を俟たずと雖も、不幸現時の戦局が繼續する以上、帝國政府は右戦局が可成紛争の現に感染せる地方以外に波及せざらんことを冀望し、且帝國政府は嚴正中立の態度を確守し得べきことを期待するものなり。然りと雖も、時局今後の轉變に就ては、最も細心の注意を要するものあり、萬一英國にして戦争の渦中に投ずるに至り、且、日英協約の目的或は危殆に瀕する等の場合に於

ては、日本の協約上の義務として必要なる措置を執るに至ることあるべし、此の如き時期の遂に到達すべきや否やは、今日固より豫言し得ざる所なるのみならず、帝國政府は斯る場合の發生せざることを切に冀ふものなりと雖も、政府は諸般の情勢に對し、現に慎重なる注意を加へつゝあり、

この宣言には二箇の重大な意義がある。その一は東洋に於ける平和の冀望で、その二は同盟に對する信義の表明である。されば獨逸が戦局を歐洲に限り、これを東半球に及ぼさねば、我が國は超然として局外中立を嚴守するが、萬一獨逸が、これを慎慮せず、印度及びその以東を侵擾せば、我は日英同盟の信義によりて起たねばならぬといふ意圖を公然と示したのである。加藤高明傳の著者は、「もう一つは、この機會に極東永遠の平和の爲め、日本の東洋に於ける立場を一段堅く築き上げようとする外交的熱願が、最も強く胸底に動いて居たことは勿論である」と説明してゐる。

我が國の、かやうなる決心あるにもかゝらず、獨逸はその艦隊を以て、英國の海上貿易を脅威する形勢を示した。そこで英國は、八月四日、同盟條約によつて、帝國の援助を懇請して來た。この日英國大使グリーンは、加藤外相を訪ひ、

萬一戦争が極東に波及し、香港及び威海衛が攻撃された場合には、日本政府の助力を依頼する、

と申入れた。これに對して、外相はかやうな場合の熟慮を約し、また英國政府の協議を待つ旨を告げた。その後、極東の形勢は、日に急を告げたので、英國は愈々日本の參戰を希望し、八月七日グリーン大使は、加藤外相を訪ひ、英國政府の覺書を提出した。その要は、

今や日本艦隊が支那海にある獨艦を索出して、之を破壊するの必要切實なり、英國政府は日本政府が、此爲に其艦隊を活用されんことを望む、素より是れ日本の對獨戦争を意味するも英國政府は之を避け難きことと思料す、

といふのである。加藤は、これを諒承し、篤と研究の上回答する旨を告げた。加藤は直に大隈首相をその官邸に訪ねて、その所信を告げて協議した。大隈は加藤の議に賛成した。兩人は「帝國政府が參戰する以上は、英國の提議した獨艦の索出と破壊のみに戦局を限定する譯には行かぬ、青島から獨逸の勢力を一掃せねばならぬ」といふことに腹を定めたのである。

その日八月七日午後十時、大隈首相は早稻田の私邸に閣僚を招集して重大會議を開いた。加藤外相は先づ英國との外交顛末を詳細に報告して、參戰と外交上の利害に就いて閣員の意見を質した。

日本は今日、必しも同盟條約の義務によつて參戰せねばならぬ立場には居ない、條文の規定が、日本の參戰を命令するやうな事態は、今日の所では未だ發生して居ない。たゞ、一は英國からの

依頼に基く同盟の情誼と、一は帝國がこの機會に獨逸の根據地を東洋から一掃して、國際上に一段と地位を高めるの利益と、この二點から參戰を斷行するのが機宜の良策と信ずる。

さりながら、この際參戰せず、單に好意の中立を守つて、内に國力の充實を圖ることも一策といふことが出来る、交戰國が戦に疲れ終るとき、實力を充備する日本は自然國際的地位を高める結果となるから、或はこの方が萬全の策であるとも考へられる。自分一箇の考は參戰斷行の一事のみであるが、事は帝國の存亡にも關する重大案件であるから、慎重の上にも慎重を以て議せねばならぬ、篤と諸君の忌憚ない御意見を伺ひたい。

閣議にはいろ／＼と議論が出た。或は、何等か平和的手段によつて、極東の戰禍を事前に除く途はないかといふものもあつたが、この際は日英同盟の廣汎なる基礎の上に參戰するのが、同盟の本質に副ふばかりでなく、我が極東平和策の大局上有利であるといふ議に一決し、散會したのは、八日午前二時であつた。

加藤外相は、八日午前五時三十分上野驛から日光田母澤の御用邸に伺候して、閣議の次第を伏奏しこの日午後六時更に首相官邸に山縣、松方、大山、井上の四元老を招いて重要會議を開いた。元老中には對獨戰爭の結果を憂慮するものもあつた。彼等は未曾有の事變に直面して、その執るべき方法に迷つたのである。會議は深憂に包まれてゐた。しかし、大隈と加藤とは、一々これを説得し、遂に元老一致の贊同を得た。後日、その議に與かつた若槻、一木、江木の諸氏は、「總ての疑ひを排し、迷ひを解き、實に一人で對獨戰爭を決定した」と加藤を稱賛してゐた。かくて、對獨開戰の廟議の決定は、英國の援助申込のときから、僅々三十六時間を出でなかつた。眞に電光石火の勢であつた。

その日午後、加藤外相は、直ちに英國に對して、回答を發し、援助應諾と帝國政府の方針とを告げた。ところが意外にも、翌九日午後英國大使グリーンは、加藤外相に、

日本の對獨宣戰は、支那大陸にも戰線の擴大する印象を與へ、忽ち支那の不安を激發する虞があるから、日本は海上貿易保護の範圍に活動を局限されたい、對獨宣戰は更に研究の後に譲つて欲しい、

と申込んで來た。英國は日本の宣戰が東亞全局の騷亂となり、英國の商業にも致命的打撃を與へんかと憂慮したのである。

加藤外相は、即時英國政府の反省を求め、我が意志を説明した。

日本が宣戰するも、毫も支那を脅かし、英國の貿易に損害を及ぼす筈はない、また日本の念願は極東平和の確立にあつて領土の欲求は全くない、日本は素と英國の援助申込に應じて起り、その

議は既に陛下に伏奏済となつた。餘程の大事由のない限り變更不可能である、況んや民心は三國干涉の當時を顧みて、敵愾心漸く燃え、今に至つて參戰を遲疑すれば、政治上にも重大の結果を豫期せねばならぬ形勢にある、

といふのである。かくて商議數次に互り、十三日に至つて英國政府は、日本の宣戰に同意することとなつた。しかし、これと同時に一の條件を提議し、戰爭區域を局限せんことを求め、日本の軍事行動を支那海の西南、南太平洋及び東亞大陸中の獨領以外の地に及ぼさざることを宣言して欲しいといふのであつた。加藤外相は、この提議を不合理千萬なりとし、直に交渉を開始したが、翌十四日漸く、我が主張を容れ、戰局制限の宣明を要せぬことに同意した。

何故に英國は、かやうな拙劣の外交をやつたのであらうか、それに就いて、鹿島博士の帝國外交の基本政策は、次のやうにいつてゐる。「然し斯る英國政府の動搖が裏面に於ける、アメリカ、ロシア、フランスの政策にも負ふところが多かつたやうに思はれる、日本の參戰に對するイギリスの反對が、極東中立に關する米支の提案に依つて動かされたるもの、如く、反對に日本の參戰を承認するに至つたのも、日本を參戰せしむることに依り、一面獨逸側の陰謀を絶ち、己が極東領並同方面の利益を確保せむると同時に、他面自國側に積極的に援助せしめんとする露佛の方針に動かされたものと思

考せらる、依つて英國政府は、この米支の要求と露佛の要求とを調整し、以て日本の參戰を承認すると同時に、日本の軍事行動區域を局限せむと試みたのであるまいか」と、蓋し眞を得た觀察である。一切の議がとつたので、我が政府は八月十五日獨逸政府に對して最後通牒を發して、東洋艦隊の撤退と膠州灣の還付を求め、七日間を以て回答を要求した。最後通牒に七日といふ長期を附したのは、我が國が妄りに戰爭を好むものでないといふ意を示したものである。

帝國政府は現下の狀態に於て極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し、日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該協約の目的とする東亞の平和を永遠に確保するが爲に極めて緊要の事たるを思ひ、茲に誠意を以て、獨逸帝國政府に勸告するに同政府に於て左記二項を實行せられんことを以てす、

第一 日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の、即時に退去すること能はざるものは、直に其武装を解除すること、

第二 獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て、千九百十四年九月十五日を限り、無償・無條件にて日本帝國官憲に交附すること、

日本帝國政府に於て敍上の勸告に對し千九百十四年八月二十三日正午迄に無條件に應諾の旨獨逸

帝國政府よりの回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明す、

かくて我が政府は、獨逸政府に十分な考量と交渉の餘地とを與へたが、獨逸政府はこれに應ぜず、ワルデック大將を以て膠州灣防禦司令官として日夜戦備を修め、期日に至つても回答を發せず、明かに拒絶の意を示した。こゝに於て八月二十三日宣戰の大詔が渙發され、我が國民は一切の議論を抛ち舉國一致して、宣戰の聖旨に協はんとした。

第二節 日佛、日露並に日英佛露四國同盟とロンドン宣言

我が國は、日英同盟の情誼によつて、對獨宣戰を決定したが、佛露二國とは固より同盟の關係はなかつた。しかし、佛國はこれを冀望し、八月四日、佛國大使は加藤外相を訪うて、突然日佛同盟の締結を申出でた。未だ英國參戰の報知もないときであるから、加藤は話をそらして同盟論の是非にふれなかつた。すると八月七日には、大使は佛國政府の名を以て、正式に佛國が現在の日英同盟に加入することに就いて、日本政府の意見を承はりたいと申出でた。大使は加藤の間に答へて、佛國はこれに

依つて佛領印度支那の保全を確保したい冀望であると述べた。加藤は、日本の眞意を説明して彼を安心させたが、十二日、三度會見加藤は英國と内談を遂げた上、何分の回答をすると約した。

佛國と前後して、露國も日英同盟に加入したいといつて、八月二日、先づ英國に提議し、次いで八月十日、同國外相サゾノフは、我が駐劄大使本野一郎にその冀望を通じた。その趣旨は、「極東永久の平和と日露永遠の利益の爲め」といふので、既に皇帝に奏して裁可を得てゐたのである。

加藤外相は、佛露の熱心なる同盟冀望に對し深重考慮を重ねたが、佛國の希望の根柢は、東洋の佛領安全にあり、露國の希望は、日本の參戰にあると思ふから、既に日本が參戰して佛露とも戰友の關係にある以上、日本から能動的に本問題の商議を進める必要もなかるべしと考へた。また同盟國の増加は、自然日英同盟の價值にも影響を及ぼす、同盟の効力を薄弱ならしむる虞があるやうに思はれるといふので、九月十五日、英國駐劄大使井上勝をして、英國政府の意を問はしめ、英國の意見も同一であることを確かめた。

しかし露國は益々日英との同盟を冀望し、駐英露國大使ベッケンドルフは、外相グレーに對して日英露三國同盟の時機到來せることをいつて、商議を開始せんことを望んだが、グレー外相は、日本は現に參戰してゐるから、特に日英露の同盟を必要としないといつて、これを拒んだ。日英兩國外相の

見るところは一つである。その後も、幾度か露國から、日露同盟論は繰り返へされたが、加藤外相は應じなかつた。これは後節に述べる。

これより先き、大正三年九月二十日頃から、四國同盟の提議が、露佛兩國から、日英兩國に對して懲罰され、日露、日佛各同盟の出来ない場合の第二案として、時々問題にされた。これは各個の同盟よりも、寧ろ進んで日英同盟と露佛同盟とを打つて一丸とし、歐亞を支配する一大同盟の建設を要望したものであつた。

これに對し、加藤は九月下旬、井上大使をして、英國外相の意見を質さしめ、我が意向として、

露佛兩國とは、現に共同戦闘に當つてゐるから、事實は盟邦の關係にある、しかも、この兩國を日英同盟に加入せしむることは、日英同盟の攻守同盟たるの特色を奪つて、一種のアンタントに化せしめ、隨て日英同盟の効力と眞價とを薄弱ならしむるに至るの虞なきやを氣遣ふものである。

と述べさせたが、グレー外相もやはり同意見であつた。こんなことで、加藤外相は、どうしても日佛、日露同盟若しくは日英佛露の四國同盟の締結には、全然意がなかつた。これは、加藤が、日本の參戰區域を東洋に止めたい、四國同盟等によつて、戦争に深入りして、歐洲出兵等を惹起するに至らんことを恐れた深謀である。

○加藤高明
下巻外交餘録

一 ロンドン宣言の加入

加藤外相はかやうな考へから、最初、單獨講和に關する三國協約にも加入することを好まなかつた。これは、大正三年九月四日、英佛露三國が、ロンドン宣言の名を以て、

一 佛國露國及び英國政府は、現戦争中は單獨に講和せざるべきを相互に約す、

二 右三國政府は、講和條件を議する場合に於て、何れの同盟國も豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約す、

といふ二ヶ條を約したもので、我が國もこれに加入すべしといふ議が起つた。佛國駐劄大使石井菊次郎なども、ロンドン宣言加入を必要とし、加藤外相に、

是非このロンドン宣言に加盟し置くべきである、然らずんば露佛兩國が、單獨にて敵國側と平和條約を結んでも、又は或る條件を我に隱蔽して敵側と内議せられても、我が日本としては條約上何等之れを拘束すべき根據がない、故に今日之れに加盟し置くことは、當然の措置である、加之將來講和談判に臨んでも露佛兩國と正式關係を設定して置かない限りは如何なる事が起り、我國に不利なる事態が惹起しないとも限らない、此點から云つてもロンドン宣言に参加して置くのは

將來有力なる發言權を我國に確保する所以である、と進言して來た。しかし加藤外相は肯かなかつた。石井大使には、大略次の回訓を與へた。

貴官の所謂將來の講和談判に際し得策利益だと云ふ理由は諒解し難い、と云ふのは帝國は既に英國との同盟條約に於て、日英兩國は同時に且つ其の條件等に就いても腹藏なき意見の交換を爲したる上ならでは講和談判に這入らないことの協定を確保して居る、然るに同じ條項がロンドン宣言に於て英佛英露間にある以上、日本は英國のみならず、露佛兩國とも同時に且つ其の條件等に就いても腹藏なき意見を交換商議し得る機會を與へらるゝ筈である、○外交
餘録

その後、東部戰線に於て、露軍の不利が傳へられ、聯合國側では、露國の政治的援助が大に考慮されて來た。それで大正四年八月一日になつては、英國外相グレーから、從來と違つて、日露同盟の冀望を述べて來たが、加藤が應じなかつたので、八月三日、更にグレーは、

露國は日英同盟に因る間接の聯繫から一步を進め、この機會に直接に盟約を得たい希望に燃えてゐる、夫れには、日本がロンドン宣言に加入すれば、差當り露國も満足し、政治上の援助ともなる次第であるから、此際三國から、正式に加入を招請したら應ぜられては如何、

といふ意味の勸告があつた。グレー外相が、かく意見を變更したのは、露國の内政、眞に容易ならざ

るを認めたからである。加藤もこれを諒として、ロンドン宣言加入を決心した。しかし、この月十日

加藤は大浦事件で辭職したので、たゞその旨を大隈首相に呈言するに止めた。○加藤高
明下卷

加藤に次いで、佛國大佛石井菊次郎が外相に奏薦されたが、就任の交渉を受くるや、石井は巴里より大隈首相に打電して、ロンドン宣言加入を論じ、大隈首相の快諾を得たので、巴里を去るに先立ち英佛當局者とそのことを協議し、歸朝の後、直に加入することになった。後伊國及び米國も参加し、ヴェルサイユ講和會議に於ては、主要聯合國といふ名稱の下に、華々しい活動をすることとなり、我が國の地位、名譽、利益を大に増進した。

二 日露新協約の成立

日露協商は、締結以來二度改訂せられて、兩國は益々親密を加へたが、協商より更に進んで同盟を結ぶべしといふものが兩國に現れた。露國に於けるその冀望、運動は既に述べたが、我が國に於ても元老山縣有朋、井上馨等は熱心に之を唱道し、大正三年の冬には井上侯首唱の下に山縣、松方、大山の諸元老相會し、連署を以て日露同盟を促進すべき旨の意見書を大隈首相及び加藤外相に提出した。

露國は、今や全力を西方の戰場に集注し、復東方を顧るに暇あらず、而して、我が彼の爲に陰に

陽に後援を與へつゝあるは、彼の大に徳とする所に於て、前年の恨みも爲に忘れられたるの状あり、現に露國外務大臣は已に本野大使に其の意を洩らしたるに非ずや、諺に云ふ、鐵を打つは須らく其の熱したる時に於てすべしと、即ち露國と同盟を締結するには、今日が最善の時機にして歐洲の戦亂終熄に歸し、講和の形勢一たび成るに及べば、同盟の締結は必ずしも困難に非ずとするも、其の條件の我に便且つ利なる之を今日に於てするが如くなる能はざるべきは復た疑ひを容れざるなり、而して今日は、英國も亦、我が露國との同盟を歓迎すべく、決して之を不快として反對することなかるべし、但し同盟の名に異議ありとすれば、現在の協商を擴張して、左の諸項を包容するものとするも可なり、

- 一 兩國は其一國が第三國より挑發せられたる場合、攻防共に相援助すること、
- 一 支那の領土を保全すること、
- 一 蒙古・滿洲に關し、特に支那に對して交渉すべき重要な事項は、豫め知照協議し、同地方に於ける兩國特有の關係に對しては、互に尊重保護すること、

加藤外相は、かやうな元老の昔しながらの日露同盟論に一顧だも與へなかつたのである。しかし、元老は頗るその實現に熱心し、大正五年五月二十七日、山縣は特に書を加藤外相に寄せ、その採否の

回答を求めた。

楮先般、松方、井上、大山諸老と連署にて差出置候日露同盟意見書之儀、其後御詮議如何に候哉東西の形勢を想察致候に、益其緊要を覺候而已ならず、井上侯などよりは、度々問合も有之候に付、一應模様承り度存候、

露國外相サゾノフが、大正四年一月二日、本野大使に、英國外相も、日露同盟は戦争中に締結する方得策なりといつてゐるから、速かに商議を開始したいと語つたのは、この頃、露國內外の形勢が益々悪化して來たためでもあらうが、また東京に於けるかゝる元老等の提議を知つたためでもあらうといはるゝ。しかし、加藤は動かなかつた。はつきりとこれを拒絶した。だが露國の希望は挫折しなかつた。七月二十四日には、英國大使からも勸奨して來た。「在露日本大使との會談及び在東京露國大使の報告に依り、サゾノフ氏は、日本政府が、ロシアとの關係を一層親密ならしむる問題を熱心に講究中にして正式に同盟條約を締結するの議すらも熟考中なりとの印象を得るに至つたから」といつて、その考慮を促したが、加藤は七月二十八日、在露大使の會談、東京大使の情報の如何なるものなるやは承知しないが、「目下帝國政府に於て、日露兩國間の關係を更に密接ならしむる方法に關し、特に考究し居れるが如きことなし」と答へてゐた。○帝國外交の基本政策その後幾もなく、加藤は辭職したので、問題は

そのまゝ遺された。

加藤が退いて、石井が外相となり、ロンドン宣言加入を實行して、露佛との提携に一步を進めた。このとき露國內外の情勢は益々悪しく、ガリシアを捨て、ポーランドの大部分も獨軍に占領され、ロシア政府部内にも、獨逸との單獨講和を説くものが出で、英佛ともこれを憂慮してゐた。本野大使は、五ヶ條の理由を擧げて、日露の同盟を建言して來た。石井も、従前から露國の單獨講和を憂慮してゐたので、外相となるや、先づ大に軍器及び軍需品を供給し、只管これを援助したが、次いで日露の間に新協定を設け、露國をして後顧の憂なからしむると同時に、日露共同利益に背反するとき條約を他國と締結することなからしめんとした。これは露國の固より冀望するところであつたので、容易に成立した。これが、大正五年七月三日、本野大使とサゾフ外相との間に締結された日露協商並同盟條約である。

日本帝國政府及露西亞國政府ハ極東ニ於ケル恒久ノ平和ヲ維持セムガ爲協力スルコトニ決シ左ノ如ク約定セリ

第一條 日本國ハ露西亞國ニ對抗スル何等政治上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラザルベシ

第二條 露西亞國ハ日本國ニ對抗スル何等政治上ノ協定又ハ聯合ノ當事國トナラザルベシ

第三條 兩締約國ノ一方ニ依リ承認セラレタル他ノ一方ノ極東ニ於ケル領土權又ハ特殊利益ガ侵迫セラル、ニ至リタルトキハ日本國及露西亞國ハ其ノ權利及利益ノ擁護防衛ノ爲相互ノ支持又ハ協力ヲ目的トシテ執ルベキ措置ニツキ協議スベシ

同時に秘密條約を以て、從來滿蒙のみに限つてゐた協約の範圍を、支那本土に擴め、兩國の緊切なる利益擁護に關する措置を執ることを互に協議することを約した。しかし、この協定は調印後僅かに八ヶ月にして、露國帝政の顛覆により廢棄せられ、勞農露國は、獨逸と單獨講和を締結した。我が政府の苦心は水泡に歸したのである。

第三節 日米共同宣言

支那に於ける日本の特種利益なるものが、國際公文書に載つて、公然と承認されたのは、日英同盟協約が始めて、次いで日佛、日露協約に於ても同様に承認されたのである。しかし、米國と獨逸とは、未だ交渉されることがなかつた。世界大戰となつて、獨逸を敵とするに至り、米國と極めて親善となつたが、米國はかやうなる協約に入るを餘り好まなかつた。

大正六年六月、石井前外相が、米國の大戦参加を慶祝し、且つ謝意を表するために、特派大使として米國に差遣せられたときに、我が國はこの協約を得んとし、石井にその使命を託した。石井特使は先づ大統領ウィルソンに謁し、支那問題に關する意見を交換し、大統領の必ずしも反對にあらざることを知り、更に國務卿ランシングに會して、この問題の商議を試みた。

石井は、日米は今日共同戦争に従事してゐるが、動もすれば、これを離せんとするものがあるから、兩國に最大利害のある支那問題を協議して置く必要がありやしないかといふことを提議すると、ランシングはそれは予の意見と合致する、予の耳にする宣傳中にも、歐洲各國が、存亡を賭して交戦しつつある間に、日本は東洋にあつて、勝手に振舞ひ、支那に於て抜くべからざる優越の地歩を築きつゝある、このまゝに放任せば、支那に於ける領土保全も、門戸開放、機會均等主義も、有名無實となるといふものがある、就いては、この際支那に關し、日米兩國政府の間に、支那の領土尊重、門戸開放機會均等主義を高調する共同宣言様のものを協定することとしては如何と答へた。

石井特使はこれに對して、折角の御考案であるが、それでは日本國民には意義をなさない、我が國民は、貴國が日本の野心を疑ひ、日に迫りて證文を取り付けたるものと考へるだけである。それで、該宣言を意義あらしむるには、日本が支那全體に於て、他國に優越した利益を有すること、猶ほ貴國

が西半球、殊にメキシコ及び中米諸國に於けると同様である、かくのごとき事柄は、天賦の地勢から來る實在の状態である。この實在状態は他國の承認を経て始めて効力を生ずるものではないが、而も他國の承認も亦事に益する場合がある。就いては、貴案のごとく、支那の領土保全と門戸開放、機會均等主義を再言すると同時に、如上の日支關係を聲明したる一の宣言を發表すること、せば、宣傳の禍根を絶ち、我が國論の誤解を豫防し、併せて極東に於ける實在の事態を闡明する効果があらんかと卒直に意見を披瀝した。

これを聞いたランシングは、談話は圖らず、重大性を帯びて來たから、相互に、篤と熟考を重ねた上、不日再會することにしようといつて別かれた。その後、石井特使が紐育市の歡迎團に臨んで我が冀望を忌憚なく演説したことなどから、大に米國民の輿論が喚起せられたので、最初餘り乗り氣でなかつたランシングの意も大に動き、交渉は漸次進捗し、支那に於ける特殊利益といふ譯文や解釋に就いて意見の相違があつた外、相互の意見一致し、十一月二日、國務省に於て、兩人が公文を取換はすこととなつた。即ち俗に石井ランシング協定と稱せらるゝ、日米共同宣言である。その内容は左の通りである。

近來往々流布セラレタル有害ナル風説ヲ一掃セムガ爲茲ニ支那ニ關シ兩國政府ノ等シク懷抱スル

希望及意向ニ付更ニ公然タル宣言ヲ爲スヲ得策ナリト思惟ス
日本國及合衆國兩政府ハ領土相接近スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生ズルコトヲ承認ス從テ合衆
國政府ハ日本ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ然
リトス

尤モ支那ノ領土主權ハ完全ニ存在スルモノニシテ合衆國政府ハ日本國ガ其ノ地理的位置ノ結果右
特殊ノ利益ヲ有スルモ他國ノ通商ニ不利ナル偏頗ノ待遇ヲ與ヘ又ハ條約上支那ノ從來他國ニ許與
セル商業上ノ權利ヲ無視スルコトヲ欲スルモノニ非ザル旨ノ日本國累次ノ保障ニ全然信賴ス
日本國及合衆國政府ハ毫モ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニ非ザルコト
ヲ聲明ス且右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戶開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持
スルコトヲ聲明ス

將又凡ソ特殊ノ權利又ハ特典ニシテ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害シ若ハ列國臣民又ハ人民ガ商
業上及工業上ニ於ケル均等ノ機會ヲ完全ニ享有スルヲ防礙スルモノニ付テハ兩國政府ハ何國政府
タルヲ問ハズ之ヲ獲得スルニ反對ナルコトヲ互ニ聲明ス

このとき、大統領ウィルソンは、列國の支那に於ける勢力範圍なるものを不合理とし、これを撤廢
せんことを欲してゐた。支那の勢力範圍といふのは、三國干渉後、露國が滿洲、遼東を租借し、獨逸
が山東膠州灣に占據したるを始とし、支那分割の先驅として現はれたる強制手段であつて、その結果
は、清國の主權を侵害するのみならず、列國が清國と結んだ條約上の既得權をも侵害し、終には列國
間の争議を惹起すべき危険を漸致する、眞に極東の平和を企圖するためには、一日も早くこれを廢止
すべきものであるといふのである。

石井特使も、これを可とし、日本が外國の猜疑を解くためには、列國に先んじて、これが撤廢を主
張するを賢明の策と考へてゐた。我が國は曩に支那をして福建省の不割讓を内約せしめ、その後、南滿
洲より露國を驅逐して、自らこれに代つた以來、日本は、南滿洲に於て自國の商工業を庇護して、門
戶開放の聲言を含めりとの攻撃を受け、他の諸國をしてその各自の勢力範圍に於て、我に倣ふと稱し
て、利己主義の政策を執るに至らしむる形勢も見られたので、我が國としては、寧ろこれを撤廢する
を可とする。またこれを撤退するも、門戶開放と機會均等とが完全に行はるれば、我が國は、地理的
關係から、自然支那には優勝の地を占め得るからといふのである。

石井特使は、ウィルソン大統領が、この主張の意圖あることを幸機とし、進んでこれを贊助し、一
日も、早くその實現を期することが賢明で、我が特殊利益を承認せしむるにも好都合だと考へて、米

國より請訓して來たが、寺内内閣の外交調査會は、この議に對し鮮からざる憂虞を抱き、容易にこれに賛しなかつたので、回訓が發せられなかつた。それで、石井特使も日米共同宣言商議にはその點に觸れず、たゞ、日本政府も強て勢力範圍撤廢に反對するものでないと信ずる、たゞこの問題は列國共通の問題であるから、日米兩國のみで撤廢を聲明すべき筋合でないといつて逃げてゐた。しかし、米國政府は、我が國のそこに猜疑心を起し、商議に支障を來し、我が主張にかゝる特殊利益の解釋といふに、種々の反對を起したとのことである。この勢力範圍といふのは、侵略外交の遺物で、野心政治の産物であつたから、その後何つとなく消滅するに至つたのである。○外交餘録

この日米共同宣言によつて、我が大陸發展を確保する同盟協商制度は完成した。かくて英、米、佛、露は何れも一般的條約或は公文交換の形式に於て、我が國の支那に對する特殊利益を承認した。我が國はこれに安んぜず、更に戦時中その援助に對する代償として、夫々英、佛、露諸國と特殊條約を締結し、これ等諸國をして講和會議に於て、山東省に於ける獨逸權益並に南太平洋に於ける赤道以北の獨逸領島嶼の讓渡に對する我が要求を支持すべきことを約せしめた。かくて我が國は、何時にても講和會議に臨み、我が要求を貫徹し得べき地位を獲得した。巴里講和會議に於ける我が成功は、これ等密約に負ふものであることに疑がないのである。○帝國外交の基本政策

第四節 我が對支外交

一 對支要求交渉、所謂二十一箇條問題

大隈内閣は、十一月六日青島の獨逸要塞が陥落し、戦局が一段落を告げると、翌大正四年一月十八日、支那政府に對し、所謂二十一箇條の要求なるものを提出した。

この要求は當時に於て烈しき非難を蒙り、議會では大隈の多年の幕僚犬養毅からさへ彈劾を受けた問題で、今日に於てすら爾後の我が對支外交の困難と悪化とは、この要求問題に基因してゐるかのごとくに思惟するものもある。だが今日歴史的に考へて見たいことは、大隈内閣がこゝに提出した對支要求は、絶対に避くべからざる我が國家の必要に出たものであるか、それとも過大な不急の要求であつたかといふことである。

試みに、日本の對支要求の主要なるものを挙げれば、次のごとくである。

第一山東省に關しては、

- 一 山東省内、若くは其の沿海島嶼を他國に讓與又は貸與せざることの保證、
 - 二 芝罘又は龍口と膠濟鐵道とを連絡すべき鐵道の敷設を日本に許すこと、
 - 三 支那政府自ら山東省の主要都市を外國人の居住貿易の爲に開放すること、
- 第二南滿洲及び東部内蒙古に關しては、
- 一 旅順、大連、租借期限並に南滿洲及び安奉兩鐵道に關する各期限を九十九年に延長すること
 - 二 日本臣民は、南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業經營の爲必要な土地を賃借又は購買することを得ること、
 - 三 日本臣民は、南滿洲に於て自由に居住往來し、各種の商工業及び其の他の業務に従事すること、
 - 四 日支兩國臣民合辦に依り、農業及び附隨工業の經營を爲すを允許すること、
 - 五 支那政府が將來該地方に於ける鐵道に關し、又は各種課税を擔保として外國より借款を爲さんとする時は、先づ日本に商議すること、
 - 六 開放地の増設、
- 第三漢冶萍公司に關しては、支那政府は (い)他日同公司与日本資本家との間に合辦の議成りた

るときは之を承認すべく、(ろ)同公司を沒收せざるべく、(は)關係日本資本家の同意なくして同公司を國有となすことなかるべく、(に)日本以外より外資を同公司に入れしむることなかるべきことを約す、

第四支那沿岸不割讓、

第五左記の各項を記録に留め置くこと、

- い 支那政府は、將來必要な場合に日本人を顧問に傭聘すべきこと、
- ろ 日本人支那内地に於て學校病院を建設するため、土地を租借又は購買せんと欲するときは中央政府は、これを允許すること、
- は 支那政府は、他日其の陸軍武官を日本に派し、日本軍事當局者と直接兵器購入又は支那に於ける日支合辦兵器廠設立のことを協議せしむべきこと、
- に 南清地方鐵道敷設權に關しては、他國に於て故障なきこと明かなるに至りたる場合には、必ず之を日本國に許與すべく、又は別に日本政府より、支那政府に於て本件に關係ありと認むる他國の間に直接協議すべきに付、其の間本件鐵道は何れの國へも許與せざるべきこと、

第六福建省に關しては、支那政府は其の沿岸に於て、造船所軍用貯炭所若くは海軍根據地を設け又は其の他の軍事上の施設を爲すことを何れの國へも許さざること及び外國の資金に依り、該省沿岸に同様の施設を爲さざることを何等かの形式に於て約束すること、

これ等を二十一ヶ條の要求といふのは、我が要求を過大に見せんがための支那側の宣傳である。その實は、對支要求四項と冀望條件（第五）一項で、全部で二十一ヶ條となるのである。それ等要求四項の中で、最も根本的な要求は第二項で、加藤外相が日支交渉録の序文にいつたやうに、日清・日露の二大戦役によつて得た南滿洲及び東部内蒙古に於ける我が特殊の權益を確保するためには、是非解決せねばならぬ問題であつた。

日露戦争の結果、日本は露西亞の權利をそのまま繼承したに過ぎなかつた。それで關東州の租借期限は二十五ヶ年で、一九二三年（大正十二年）には租借權を失はねばならぬ。南滿鐵道は三十六ヶ年の期限で、一九四〇年（昭和十五年）には支那が買収し得ることになつてゐる。安奉線も亦一九二三年（大正十二年）に返さねばならぬやうになつてゐた。かうして日本が支那に於て得た處のものは、何れも短期の利權である、期限は切迫してゐる。その改定は焦眉の急に迫つてゐた。若し期至つて尙ほ改定されないと、日本人は手も足も出ない破目に陥らねばならないのである。その上南滿洲では南

滿鐵道の沿線に於ける僅の地域を除くと、日本人に土地賃貸及び所有の權利が與へられてゐなかつたので、邦人は支那人の名を借りて、米作に従事するといふ状態であつた。これ等のことは當時の小村外相が既に決定して置かねばならなかつたのが、その時までそのままになつてゐた。それをこの内閣で、加藤外相が青島を陥落し、獨逸の勢力を一掃した機會に乘じ、當然起つて來る青島の處分問題等と共に解決しようとしたのである。

それは支那に對する我が當然の權益の主張であると共に、當然な我が權益を不確定にして置くより起る日支多年の紛争を解決するものであり、また支那將來の安全を保障するものであつた。何となれば青島は還付しても、支那に獨力でこれを維持する力がない、また支那は一種の外交政策で、何時沿岸島嶼を割讓するやうのことをなすかも知れない、支那の安全を保證するには、今日に於てこれ等のことを確定し、禍亂の根源を除くことは、最早や捨て置かれぬ焦眉の急であつた。これは何時になつたら果てるともわからぬ講和の期を待つてゐられぬのであるから、こう考へると、これ等の要求や冀望は、決して反對黨の人々や、外國でやかましく攻撃せる程に帝國主義とか、軍閥的とか批評すべきものでないのである。

されば、原敬と犬養毅が、この對支外交を攻撃し、大隈を彈劾するに至つたのは、加藤外相の提出

した要求そのものが悪いといふのではなくて、加藤外相の交渉の方法が悪るかつた、その手段が拙劣であつたといふのであらう。それは、残念ながら、事實に於て否認し得ざることもある。正當權利に基づく要求と兩國の將來を念ひての冀望條項を同時に持ち出して、相手の支那始め各國に餘計な疑惑を起させたときは、決して巧妙なやり方とはいはれないのである。しかし、手段の不手際と要求内容とを混同し、全部を一括してこれを攻撃するのは全く誤つてゐる。支那が反対し、外國の批評家がこれこれいふのは是非もないが、我が國の政客論者が、この重要外交問題に對し、手段と内容とを混合して一概にこれを痛撃し、議會に於て彈劾したのは、全く非愛國的行爲といはねばならぬ。

しかし、かやうなことを惹起した原因は、當時の世界的風潮たる獨逸の帝國主義の反感であつた。何分世界戦争は、獨逸の帝國主義によつて惹起されたといふ考へが盛んであつたので、列國が帝國主義を嫌疑したばかりでなく、我が國に於てもかやうな思想が横溢してゐたから、加藤外相の對支交渉などもかやうな誤解を招いたのである。次に少しく、對支交渉の顛末を述べよう。

我支那駐劄公使日置益が、袁大總統に謁し、帝國政府の名に於て、前記の要求書を提出したのは、大正四年一月十八日であつた。袁は事頗る重大であるから即答し難いと答へたが、外交總長陸祥徴をして日置公使と會見せしむることにしたのは、漸く二月二日であつた。

支那政府は日本が列國の思惑を顧慮することの大なるを知つて、列國の干渉を求めたい處から、しきりに國內の輿論を沸騰せしめ、名を輿論にかりて、我が要求を拒絶するの態度を持し、外部に對して、我が要求の内容を誇大に吹聴して、列國の我が國に對する反感を挑發すると共に、國內の排日的輿論を喚起せしむるに苦心した。各省官民もこれに應じて日に反對の氣勢を揚げた。特に第二十七師長張作霖のごときは強硬な日本要求峻拒論を唱へ、袁大總統に向つて斷じて日本の前に讓歩すべからず、交渉破裂せば、全師を率ゐて日本と決戦せんとの旨を通告して來た。たゞ前述のごとく、我が國に於ても、加藤の外交を非難し、議會に於て大にこれを論難したことは遺憾であつた。

かやうな次第で、支那政府は容易に我が要求に應じなかつた。交渉はために停頓し、四月に至つても進捗しなかつた。我が政府は當初の要求を緩和した修正案を作り、四月二十六日を以て、これを支那政府に提出し、豫て決定してゐた膠州灣還付の件を聲明した。この修正案に對し、支那は五月一日修正對案を送附したが、我が要求の重要な數點を拒絶したので、我が政府は五月七日遂に最後通牒を支那政府に送り、九日午後六時までに満足な回答に接せざれば、自由行動を取る旨を聲明した。これで支那政府も届し、九日午前一時、陸外交總長は日置公使を訪ひ正式の回答書を致して我が要求を承諾した。

かくて兩國全權は、五月二十五日を以て新條約に調印を了した。この結果、日支條約は別つて(一)山東省に關する條約、(二)南滿洲及び東部内蒙古に關する條約、(三)漢冶萍公司に關する公文、(四)福建省に關する公文、(五)支那全國沿岸不割讓に關する聲明、(六)第五號案の他日の商議約諾の六項である。左にその主たる條項を擧げよう。

山東省ニ關スル條約

第一條 支那國政府ハ、獨逸國ガ山東省ニ關シ、條約其ノ他ニ依リ、支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付、日本國政府ガ獨逸國政府ト協定スル一切ノ事項ヲ承認スベキコトヲ約ス

第二條 支那國政府自ラ、芝罘又ハ龍口ヨリ膠濟鐵道ニ接續スル鐵道ヲ敷設セムトスル場合ニ於テ、獨逸國ガ煙濰鐵道借款權ヲ拋棄シタルトキハ、支那國政府ハ日本國資本家ニ對シ、借款ヲ商議スベキコトヲ約ス

第三條 支那國政府ハ成ルベク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲メ、自ラ進ミテ山東省ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スベキコトヲ約ス

第四條 本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ズ

本條約ハ日本國皇帝陛下、及支那共和國大統領閣下ニ於テ批准セラルベク、其批准書ハ成ルベク速ニ東京ニ於テ交換スベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ、日本文及支那文ヲ以テ作成セラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス

南滿洲及東部内蒙古ニ關スル條約

第一條 兩締約國ハ、旅順大連ノ租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道ニ關スル期限ヲ、何レモ九十九箇年延長スベキコトヲ約ス

第二條 日本國臣民ハ、南滿洲ニ於テ各種商業上ノ建物ヲ建設スル爲、又ハ農業ヲ經營スル爲、必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ、南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ、各種ノ商業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 日本國臣民ガ東部内蒙古ニ於テ、支那國民ト合辦ニ依リ、農業及附隨工業ノ經營ヲ爲サムトスルトキハ、支那國政府ハ之ヲ承認スベシ

第五條 前三條ノ場合ニ於テ、日本國臣民ハ例規ニ依リ、下附セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ、

登録ヲ受ケ、又支那國警察法令及課税ニ服スベシ
民刑訴訟ハ日本國臣民被告タル場合ニハ、日本國領事館ニ於テ、又支那國國民被告タル場合ニハ、支那國官吏ニ於テ、之ヲ審判シ、互ニ員ヲ派シ、臨席傍聽セシムルコトヲ得、但シ土地ニ關スル日本國臣民、及支那國國民間ノ民事訴訟ハ、支那國ノ法律及地方慣習ニ依リ、兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スベシ
將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セララルトキハ、日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ハ、完全ニ支那國法廷ノ審判ニ歸スベシ
第六條 支那國政府ハ、成ルベク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲、自ラ進ミテ東部內蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ解放スベキコトヲ約ス
第七條 支那國政府ハ、從來支那國ト各外國資本家トノ間ニ締結シタル鐵道借款契約規定事項ヲ標準ト爲シ、速ニ吉長鐵道ニ關スル諸協約並契約ノ根本的改訂ヲ行フベキコトヲ約ス
將來支那國政府ニ於テ、鐵道借款事項ニ關シ、外國資本家ニ對シ、現在ノ各鐵道借款契約ニ比シ有利ナル條件ヲ附與シタルトキハ、日本國ノ希望ニヨリ、更ニ前記吉長鐵道借款契約ノ改訂ヲ行フベシ

第八條 滿洲ニ關スル日支現行各條約ハ、本條約ニ別ニ規定スルモノヲ除クノ外、一切従前ノ通り實行スベシ

第九條 本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ズ

本條約ハ日本國皇帝陛下及支那國大統領閣下ニ於テ批准セララルベク其ノ批准書ハ成ルベク速ニ東京ニ於テ交換スベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ、日本文及支那文ヲ以テ作成セラレタル、各二通ノ本條約ニ署名調印ス

交渉三ヶ月餘に亘り、頗る行惱みたる同問題は、漸く日本の大讓歩によつて解決せらるゝや、内外朝野に是非の聲喧しく、政府黨は之を以て大成功なりと稱し、反對黨は大失敗なりと唱へ、國民は其歸趨に迷うた。支那政府も亦、國民の攻撃に困じたが、機略縱横なる袁世凱は、此際に當つて國民の非難を避くると共に、自己の位置を安んぜんとして陰に陽に排日を鼓吹したので、支那全國に亘り一時猛烈なる日貨排斥を惹起した。

日本は此條約に依りて南滿洲及東內蒙古に於る立脚地を一層鞏固ならしめ、土地使用權を得、居住往來の自由を認められ、旅順、大連及び南滿鐵道、安奉線鐵道等の租借期限が延長せられたので、こ

れ等地方に於ける我が國の基礎は、大に確立せられた。

しかし、支那に於ける我がかやうなる權益の發展は、爾後益々難問題を惹起した。これは支那の事態は、頗る複雑多端にして、列強の利害の交錯複雑を極むること甚しきに加へて、支那が、常に帝國の態度を正解することなく以夷制夷の政策を改めず、列國亦これに乗じて、自國の權益のみを増進せんとして、他を顧みざるからである。

これ等の結果、今や日支兩國は、全面的衝突に陥つて今次の事變を招致するに至つた。今後の日支關係はどうなるか、我が國民は、こゝに明治維新以來の日支關係とその外交を回顧し、再検討して、百年の大策を考へねばなるまい。私が近世外交史を叙する微意の一もこゝにある。

二 エリオット博士に對支外交の趣旨を説明す

大隈内閣の對支二十一ヶ條要求が、支那に於て非難されたことは申すまでもないが、歐米諸國に於ても、一時は随分惡評を蒙つたものである。何分世界戦争の眞最中で、帝國主義が世界平和の敵であると思はれた時で、日本の對支要求は、全く帝國主義の反映であると思はれたから、日本が非難されたのは當然であつた。最も非難の烈しいのは米國で、日支協約は日本といふ軍國主義的な強國が、支

那といふ自由主義的な弱國を脅かした結果だといひ、或は今や既に時代錯誤に陥つたマイト・イズ・ライトといふ昔流行した格言を日本といふ強國によつて、再び演出されんとしてゐるなどともいふものがあつた。特にこの問題から、米國人の大隈を非難し、大隈に失望するものも多くなつた。従来自由主義の偉人、平和主義の巨人とされた大隈も、とんだ嘘つきだなどといふものも出て來た。この米國の輿論を憂へて、大隈に忠告的な質問を發したものは、ハアバード大學總長エリオット博士であつた。

エリオットは前年來朝して大隈を訪ひ、大隈と懇談したことがあり、大隈に對して常に多大の同情と尊敬とを有つてゐた。それで二十一ヶ條問題から、日本の攻撃、引いて大隈の非難が多くなつたのを遺憾とし、大正四年六月姉崎正治博士の歸朝に際し、特に大隈に傳言を求めたのである。エリオット博士の意見は現下の歐洲戦争を全體として見れば、軍國主義と自由主義との争である、軍國主義の侵略政策を主として代表するのはドイツで、英國は大體自由主義を代表する、ドイツの軍國主義は他國に對する危害たるのみならず、ドイツ人民自らに對しても危害である、然るに日本が支那に對して執りつゝある政策は政治上、軍事上侵略になるのではないが、日本が要求した事項の或るものは、殆んど支那を征服するに等しい、大隈伯が屢々公言せられ、アメリカ人は日本の政策は公明だと考へてゐたことゝ反對である、また日本が要求した事柄よりも、その要求を貫徹しようとした方法がどうも

面白くない、それに兩政府の發表した文書を比較して見ても、何んだか日本の仕方が陰險なやうである、しかし私は大隈伯の公明な政策に信頼してゐるから、かゝる陰險なやりかた々といふ嫌疑を受けざる様なことを伯がなされやうとはどうも信じたくない、それ故にかゝる印象を消すに足るべき有力で道理に適つた理由を發見したい、といふのであつた。

姉崎博士は六月下旬歸朝すると、七月上旬首相官邸に大隈を訪問して、エリオットの懇切な意見を傳へた。姉崎博士はエリオットの意見を明白に述べた上に、博士の傳言は日本を反對的に批評するためではなく、日本のために好意を盡すためだといふことを附言した。

大隈はエリオットの懇切な好意的質問を喜び、姉崎博士の勞に感謝し、多年抱懷した對支意見と過般要求の問題とを十分に説明した。その要は次のごとくであつた。

支那に對する日本の政策は、支那の瓦解分割を防ぐに歸著することは、我が輩の屢々宣言した通りであつて、對支政策はそれを離れたことはない、支那の保全は極東平和の管鑰であつて、その瓦解は日本自らの安全に對する直接の危害になる、此は今更言ふまでもないほど明白の事である、但し此の目的を達する爲の方法道程は、抽象理論から割り出すべきものでなくて、支那の現狀を深く參酌してかゝらなければならぬ、支那は自分だけで獨り立ちする力のない爲に、所謂る

『夷を以て夷を制する』といふ外交策の病的傳統を行ふ様になつて居る、先には日本に對してロシア、ドイツ、フランスの干渉を招致して、自ら分割の端を開いたが、日本がロシアと戦つたのはロシアの東方侵略を防ぐ爲であり、先般青島を攻略したのは、支那の領土を保全する爲に外ならぬ、そこで一層此の目的を確める爲には、支那が一外國に對して、他の一國から一時の助を求めるといふことを常にやるのに對して、日本は之を防ぐ必要を感ずるのである、支那は一國から何かを要求されると、その必要の當否如何に關せず、之に對抗する爲に、他の一國に何かの利權を與へて、その援助を求める、支那の財政も此のやり口であつて、先からの借金の利子を拂ふ爲に、新に借金をする、此のやり口がいつまで續き得ようか、ロシアとドイツとの政治的、軍事的侵略は日本が之を防止したが、他の經濟上の侵略、財政上の包圍は段々危険状態を示し、このまま進めば支那の瓦解を誘致する外はない、此が支那に對する危害たることは勿論、日本にとつても亦危害であつて、西洋の侵略が政治でも、財政でも、一步を進めて來れば、それだけ日本の安全は脅かされるのである、アメリカ人はメキシコの例で見るがよろしい、他國がメキシコに對して、同様の侵略を行ふと假定して考へて見れば分からう、日本がメキシコの海岸に海軍根據地を建てようとするといふのは、勿論虚説であつたが、若しその事ありとすれば、アメリカが之に

反對するのは當然である、然らば支那がその海岸、例へば臺灣の對岸たる福建省の海岸を他國に讓る様の事のない様に、日本が約束を要求するのも當然である、要するに問題は支那の瓦解しない様にする力があり又權利のある國はどこだといふ事になる、支那の現状では支那自らでそれをする力はなく、外國では日本の外に、その資格はないといふのは、支那の保全と日本の存在と此の二つは離すべからざる事實であるから、日本がその任に當る外はない、然し日本は支那を獨占しようとするのでなく、日本と同様に直接利害關係のある國ならば、何れの國とも協調して、その目的を達したのである、此の點で日本の同盟國たる英國は東洋に於ける日本の特殊な位置を認め、日本は支那に對して助言者（又は監督者）たるべき位置に立つて居ることを認めてゐる、そこで先般來の談判は、支那に對する侵略が、此より一步も進まない様に、それを防止するといふ目的から出たのである、それを説明せよといはれるなら、要求の何れの項目についても説明出來る、之を抽象的に見れば、要求の項目は日本の侵略の様にも見えようが、今までの事態と現状とを能く參酌して見れば、我が輩の數次の宣言とその政策との間に矛盾はないといふことを見出し得よう、支那政府は日本の要求を侵略と考へたであらうが、日本から云はゞ支那が借款や讓地など、現在の困難に對して一時のがれの政策を執らない様にさせるのは、日本の義務だと思ふか

らである、阿片を喫し慣れた者は禁煙に反抗しようが、それを禁ずるのは醫者の義務である。

大隈は更に談判の各項に就て説明を加へ、それ等は新たな要求でなくて、今まで兩國の間に紛争衝突の原因を作つた懸案を處理するためのものであつたことを説いた。姉崎博士は大隈との對話を詳細に認めて、それをエリオット博士に送つた。姉崎博士はこれだけでエリオット博士が承服するであらうかと心配してゐたが、間もなくエリオット博士から返事があつて、大隈の説明で満足したといふ意味のことを報じて來たといふことであつた。

結 論

筆を明治維新に起した私の近世日本外史も、世界大戰に至る五十二年間の外交を述ぶるに止めた。大戰講和外交より、今次の日支事變に至る二十年間の外交は、これを現代外交史として他日に譲りたい。私が、この兩者を區別したのは、たゞ述叙の時間や、都合にのみよつたものでなく、そこに歴史として重大なる差違があることを認むるからである。嚴密の意味に於ての現代は、大戰以後に始まるといはれよう。若し歴史を以て、現代を説明するの最良資料とするならば、この兩時代史の完成を必要とする。しかし、この近世外交史だけを以てしても、現代外交の基礎とその精神、我々の取るべき

進路と方向の何んであるべきやは、略々了解し得らるゝと思ふ。

明治維新の完成と恢宏を志し、尊皇を基礎とし、對外平等を目標として、開國進取の國是から出發した我が近世日本の外交は、日清、日露兩戰役を経て、世界強國の伍伴に列し、世界大戰を経て、遂に世界の三大強國となるに貢獻することが多かつた。今や英國は獨伊にその地位を奪はれんとするの狀にあれど、我が國の地位には微動だもない。その間の我が外交の進歩變遷を攷し、七十年前を回顧して感慨に堪へざるものがある。

歐米や支那の人には、我が國のこの異常の發展進歩を以て、我が國が最初より計畫的に、侵略を目的とした帝國主義の結果と論斷するものが多いが、それは結果に就いての議論で、固より歴史の真相を盡したものでない。我が國は、一意専念、たゞ維新精神の完成を期し、對外平等の實現を志して進んだだけである。我が維新の精神には、妄りに他國を征服して領土を欲求するの意圖のないことはいふまでもないのである。されば朝鮮を併せ、滿洲帝國の成立を援助し、今次日支事變に際し、全支に我が皇化の光被を與へんとすることも、最初より計畫的に行はれたものでなく、時代と周圍の情勢が自然に導いたものに過ぎない。我が國の發達膨脹は、歴史自然の發展結果とはいはるゝが、計畫的に作爲的に、強力を以て作つたものでない、要するに征服的の發展でないのである。このことは、日清

日露兩戰役から、今日に至る何づれの場合にもいはるゝことである。この間の真相を最も能く語るものは、我が近世外交史である。

かく申せばとて、我が國に何等の方針なく、目的なく、たゞ時勢のまにまに、進み進んで知らず知らず、實の島に到着した桃太郎的の所爲と思ふべきではない。維新以來、開國進取、常に萬里の波濤を開拓し、國家を富岳の安きに置かんとするは、その目標であつた。たゞこれを達成せんとするに、聊か他の征服國家、所謂帝國主義的國家と異なるところがあつたのである。つまり自己を充實し、精神的、物質的に發達せしめ、國力の養成努力と、與へられたる機會を逸脱せざるの機敏と果斷とを忘れなかつたのである。我が國の外交は、常にこの方針、目的の下に不斷の活動と用意とを怠らなかつたのである。

我が近世外交が、常に道德を基礎とし、正義人道に立脚したことは、こゝから來るのである。我が外交が、譎詐、權變、名を正義に藉りて、人の虚と弱とに乗じて成功を期した露獨帝政の外交とその軌を異にする所以はこゝにある。

このことは、我が對支外交に於て、最も能くこれを證する。日支同盟に始まり、支那保全論に終始した我が外交は、常に日支の共存共榮を旨としてゐた。されば、日露戰役によつて滿洲より露國を撃

攘した我が國は、その地を悉く支那に還附し、世界大戰によつて山東から獨逸を擊攘した我が國はその地を悉く支那に還附した。この際、我が用意は、還附後のこの地を再び禍亂に陥入れぬための豫防防止の施設に止まつた。滿洲に關する日露協商、青島還附に關する對支外交の目的は、河づれもこゝにあつた。これに止まつたのである。我が國運を賭して戦つたその戦果を惜しげもなく、これを還附する、かやうなる行爲は全く古今東西の歴史にその例を見ざる行爲である。我が史家のこれを空前の義舉と稱する所以である。

かやうのことは、我が外交の特質を語り、我が外交の精神と進路方向とを示すものである。これを説明するのが、我が外交史の任務であらねばならぬ。私は國史發達の上に立つて、これを説明せんといふ心がけた。何日もながら意餘りあつて力足らず、特に筆を匆忙の間に起して、短日の間に稿を終はり十分の考察と行文の推敲とを加ふるを得なかつたことを遺憾とし、之を謝して筆を擱くことにする。

昭和十三年十月十五日印刷
昭和十三年十月十九日發行

『日本近世外交史』
定價 三圓五十錢



外地定價三圓八十五錢

發行所

東京・京橋
第一相瓦館

千倉書店

電話 京橋 八八三
八一七
七七一
八九五六
振替 東京 九七
八

著者 渡邊 幾治郎

發行者 千倉 豊

東京市京橋區京橋三丁目一番地

印刷者 山縣 精一

東京市神田區神保町三丁目二九ノ一號

青野印刷所 監版 山縣製本印刷株式會社 印刷 勝井製本

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

明治天皇と 輔弼の人々

價一圓七十錢

四六判三八二頁
送料十四錢

吾々の生活に人生に重大な指針を與ふる不朽の大秘録！

本書は如何に偉大なる君臣關係が明治發展の大動力となれるかを明にし、民族興隆の裏面に或は國家艱難時代を突破し得た裏面に存在する秘史を著せるものだ。

明治天皇を御輔導御輔佐申上げし名臣の苦心、十人十傾向の偉材の才能と器量をよく伸させ給ひ、用ひ給ひ、統御し給ふ御軫念、彼等に注ぎ給ひし御愛情等を、貴重なる史實によつて明にしたのだ。

新訂増補出來

東京・京東 第一相互館 千倉書房 振替 東京 八七九

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

日本憲法制定史講

定價三圓二十錢

(菊判箱入四四〇頁)
送料十錢

本書は、吾國憲法の制定の由來を解明し、今日我が政治機構が轉換期に臨みつつあるに鑑みて、朝野の人々に、吾國の政治機構に対する再認識を提供するものである。日本憲法の特殊性と、憲法制定前後の國情を、當時の歴史を中心として展開し、吾國憲法制定に集中されたる國體、民族性、明治維新の影響、外國政治思想の諸要素を明かにし、今後の日本政治の進化は、何を中心として起るべきかを歴史の眞實性より語らんとせるものである。

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

定價一圓七十錢

(四六判箱入四二八頁)
送料十錢

人近代日本軍事史

是ぞ一切の偽らざる日本の對外發展の貴重なる體驗告白だ。此の秘録に滿溢する大外交家の活躍、廟堂の苦心、國民の血涙の跡を見よ。而して現下日本を圍繞する彼等の傳統的手段を再認識せよ。此の書こそ今日今後の日本外交の新方向を示唆する唯一の書なのだ。

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

定價一圓二十錢

(四六判四三二頁)
送料十錢

日清日露戰爭史話

此の書は、日本及び日本人として、最も峻烈なる體驗たりし日清・日露戰爭の刻苦體驗録だ。現下の緊迫せる支那事變と日露關係に直而しつゝある國民に、活ける參考知識を與へるべく、今までのどの歴史にも載らざりし多くの秘録を中心として描ける唯一の眞相史だ。

前帝室 渡邊幾治郎著 明治天皇と軍事 價一圓七十四錢 送料十四錢

一兵一卒の辛勞を、聖躬を以て分たれつゝ、明治天皇は我國軍の基礎、我が國軍の精神動脈を築かれ給うたのだ。兵卒の心情、兵卒と士官、軍人と政治、文武の協力、戦争と國民等、一つとして大御心を勞したまはぬはなく、又、一軍令、一規則の發布と雖も、宗旨を煩はせられぬは無かつたのだ。本書は明治天皇の御心情より、日清・日露役當時、天皇が將兵、戦局國民に對し給へる御軫念、御苦悶の程を凡ゆる軼録より我が同胞に明かにせんとしたのだ。

前帝室 渡邊幾治郎著 日本戦時外交史話 價一圓七十錢 送料十四錢

日清、日露、世界大戦等々の戦前、戦時、戦後を通して、如何に日本が外交戦に關ひ來つたか？歐米強大國家の巧妙、強力なる外交戦術に直面して、或る時は失敗、或る時は隱忍、或る時は捨身の突進、或る時は天祐。是ぞ一切を偽らざる日本の對外發展の貴重なる體驗告白だ。此の秘録に滿溢する大外交家の活躍、廟堂の苦心、國民の血涙の跡を見よ。而して現下日本を圍繞する彼等の傳統的手段を再認識せよ。此の書こそ今日今後の日本外交の大方向を示唆する唯一の書なのだ。

前帝室 渡邊幾治郎著 明治天皇と明治の建設 價一圓七十錢 送料十四錢

本書は、明治天皇を大明治發展史の上より拜察せる貴重稀有の史書である。大明治の建設當初より、明治天皇の憲法・教育・政治・外交・軍事・社會問題に對して注がせ給へる御精神、國民の痛苦窮乏に對して向けさせ給ひし御軫念、國民本位と進歩建設に當り政治の第一義とされ給へる御軫慮、および幾度かの國家の危機、危局に際して注がせ給へる御努力を、前人未發の史實より明かにし、いはゆる大明治精神の真相の何たるかを語り、現代日本の萬人の胸奥に、新なる自覺と反省を喚び起さんとする不朽の大聖傳だ。





